

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録（3）（28.1定）			
日 時	平成28年 3月11日（金）	開 議	午後 2時20分
		散 会	午後 6時56分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、川畑副委員長、秋元・中村（岩雄）・酒井（隆裕）・松田・酒井（隆行）・佐々木・山田各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・教育各部長 産業港湾部参事、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言申し上げます。

本日 3 月 11 日は東日本大震災が発生した日でありますことから、午後 2 時 46 分に、委員会審議が継続中であれば、いったん質疑を中断して、亡くなられた方々の御冥福を祈り、黙祷することといたしますので、御協力をお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、酒井隆裕委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。安齋委員が中村岩雄委員に、斉藤委員が秋元委員に、鈴木委員が酒井隆行委員に、中村吉宏委員が山田委員に、面野委員が佐々木委員に、新谷委員が酒井隆裕委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長

昨日の予算特別委員会の議論における記者会見の訂正に関しまして、報告をいたします。

本日、小樽ジャーナルの山田社主へ 1 月 29 日の記者会見における山田社主の発言内容の訂正をお願いいたしましたところ、承諾を受けることができませんでした。

また、市政記者クラブへは昨日もお話をしましたとおり、今後、文書により訂正の依頼をさせていただきたいと考えております。

ホームページの記者会見録の具体的な訂正の方法については、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

○委員長

市長が退室されますので、少々お待ちください。

(市長退室)

○委員長

委員長からもう一つ申し上げます。

予算特別委員会の理事会で協議する事項があり、理事会が長引きました。その影響で、本来 13 時の開会ではございましたけれども、14 時 20 分の開会になりました。理事者の皆さん並びに傍聴者の皆さんには大変御迷惑をおかけしたことを、ここでおわびを申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、民主党、新風小樽、公明党、自民党の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎議案第 26 号について

それでは、議案第 26 号小樽市行政不服審査に関する条例案について質問させていただきます。

行政不服審査法の全部改正に伴う本市の対応等についてであります。改正法では、再調査請求、審査請求ができる期間を現在の処分後 60 日以内から 3 か月以内とするなど、一定の改善点はあるものの、改正の柱である審査請求の一元化などは国民の権利、利益の救済の仕組みを後退させるものであり、問題であると思います。また、審理の公平性が担保されるのかという疑問もあるわけであります。

このようなことを踏まえつつ、幾つか質疑を行います。

まず、行政不服審査法に基づきます本市の状況、それから条例改正等による効果についてお尋ねいたします。

○（総務）総務課長

行政不服審査法に基づきます本市での状況と条例改正等による効果についてでございますけれども、本市のような小規模な自治体におきましては、異議申立てが審査請求になりましても、上級の行政庁がなく、処分庁が審査庁となる場合がほとんどでございます。具体的にはこれまで異議申立てに対する決定を行ってございました市長が今後も審査請求に対する裁決を行うこととなります。

しかしながら、今回の法改正によりまして、審理員による手続など、第三者機関による審査の仕組みが設けられましたので、審理手続の公平性、中立性や透明性が一定程度高められたものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

この法改正については、我が党も国会の中では反対をしてきたわけでありまして。何よりも、この審査請求の一元化、このことによって異議申立てが廃止されることになれば、小樽市民にとっても権利や利益の救済の後退にならないかというのが大きな問題だと思っております。先ほど総務課長は状況について一定程度お示しになりましたけれども、こういった点についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○（総務）総務課長

市民の権利や利益の救済の後退にならないかという御質問でございましたけれども、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、審理の公平性が担保できるということで、後退になるものであるとは考えてございません。

○酒井（隆裕）委員

それでは、審査請求の流れで質問したいと思うのですが、公文書の開示や個人情報の開示、こうした審査請求については、既に設置されています小樽市情報公開・個人情報保護審査会が答申を行うこととされているわけでありまして。本審査会の現行の組織構成について、例えば弁護士や大学教授など、具体的にお示しいただきたいと思っております。

また、それぞれの条例において示されております「学識経験者その他市長が適当と認める者」のどれに該当するのかもお示しください。

○（総務）総務課長

現在の小樽市情報公開・個人情報保護審査会の組織構成でございますけれども、大学教授 1 名、弁護士 1 名、報道機関関係者から 1 名、人権擁護委員から 1 名、地元経済界から 1 名、地元医師会から 1 名、地元労働界 1 名の合計 7 名で構成されております。

また、それぞれの委員の該当する区分でございますけれども、条例では「委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する」とこととされております。先ほど申し上げました構成員のうち、大学教授と弁護士が学識経験者に当たりまして、その他の委員は、その他市長が適当と認める者に当たるものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

そこで、新たに設置される行政不服審査会についてであります。先ほどの質疑と同様に、組織構成については何人で、どういった方を念頭に置かれているのか、説明していただきたいと思っております。

○（総務）総務課長

行政不服審査会の組織構成でございますけれども、条例案には 3 名と規定してございます。委員の構成につきましては、弁護士、大学教授、公認会計士など、専門的な知識を有し公正中立な立場の方をお願いをしたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

ここで危惧するのが、小樽まちづくりエントリー制度が本年から導入されるわけでありますけれども、これの対象にはなるのかどうか、これについてお伺いします。

○（総務）総務課長

対象になるかどうかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、専門的な知識が必要であると考えておりますので、小樽まちづくりエントリー制度の対象とすることは考えてございません。

○酒井（隆裕）委員

それでは、審理員についてお伺いします。

この審理員の行う事務についてであります。この中身については審理手続の子細、審理意見書の作成、こういったことが主になると考えられますけれども、審理員になる方にはどのような事務能力が必要だとお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

審理員が求められる事務能力についてでございますけれども、審理員は意見書の取りまとめに際しまして、当該処分が違法又は不当でないか否かの判断をしなければならないと考えております。一定の法的な素養が必要であるとと考えております。

また、これを前提といたしまして、審査請求人や関係部署へのヒアリングが想定されますので、相応のコミュニケーション能力も必要であるほか、審理を踏まえまして、論理的な形で結論が導かれるように意見書を取りまとめる必要があるため、論理的思考力や文書作成能力が求められるものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

この審理員につきましても、この法律では審理員は審査庁に所属する職員でなければならないと示されているわけであります。

そこで、他都市の状況はどうかといいますと、原処分の決裁に関与する可能性の低いとされる総務部門で一定程度の役職を持つ方、この場合、課長職以上というふうにされているようであります。そういった職員を指名する場合、それから専門に職員を指名する場合、それから町村などでは不服申立てというのが非常に少ないと言われていたことから、非常勤として非プロパー職員であります職員のOBでありますとか、また、弁護士等の専門職を採用した上で審理員とする例など、さまざまあると聞いております。

そこで、本市におきまして、この審理員にはどういった方を指名するおつもりでしょうか。常勤にするのか、非常勤にするのか、どのような部門の方にするのか、役職はどうか、これも含めてお答えください。

○（総務）総務課長

審理員はどういった方を指名するのかということでございますけれども、先ほど委員からもお話がありましたとおり、審理員は審査庁である本市職員のうちから指名することになっておりますので、基本的には処分にかかわりのない課長職以上の職員の指名を予定してございます。

また、複雑な案件の申立てがあった場合には、弁護士などの外部の有識者を非常勤の嘱託員といたしまして任用した上で指名するというのを考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

課長職以上ということでありますけれども、処分にかかわりのない職員という形になると、本当に限られると思うのです。そういった面もしっかりと配慮をしていただきたいと思います。

最後に、処分等に関与し又は関与することとなる者以外であることについてであります。審理員については、審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者以外の者でなければならないとされているわけであります。ここで審理の公平性、これが真に担保されるためには、処分を行った行政庁、さらにその上級行政庁の範囲から完全に切り離され、さらに独立して審理を行う資格と能力、

さらに十分な身分保障に裏打ちされた人材による機関が必要であると思います。私のこのような指摘について、どのようにお考えか伺います。

○（総務）総務課長

不服申立て制度でございますけれども、今、委員がおっしゃったとおり、公平性を確保することが求められると考えております。その一方で、訴訟の前段階の手續として、裁判に求められる厳格さとは別に、簡易迅速性も求められているものと考えております。

また、法律では、審理員は審査庁の職員から指定され、また審理員が最終的に裁決をするのではなくて、さらに第三者機関である行政不服審査会が裁決の前段で審査を行いまして、最終的に市長が裁決する仕組みとなっております。これらのことを踏まえまして、今後、他都市の状況等も情報収集しながら、市民の権利救済を図る上で、本市がとり得る最も適切な形を見極めてまいりたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

いずれにしても、職員でなければならないという形になっているわけです。そういったことから、本当に真の公平性というものが担保されるのかというのは、私はやはり疑問に思うのです。小樽市の職員という形になれば、いくら処分に関与していないという形になっても、どうしてもそういった意見が入ってくるのではないかと。先ほど複雑な事例については弁護士などの外部の有識者を指名するという話もありましたけれども、ぜひそういったことも含めて、こういった制度について考えていただきたいと思います。

○川畑委員

◎人事評価制度について

まず、人事評価制度についてお聞きします。

人事評価制度は、2014年4月25日に地方公務員法が一部改正され、2016年度から実施することとされているようです。制度の実施については、地方自治体に義務づけられるということが法律に書いているようですけれども、これは強制されるものなのかどうか聞かせてください。

○総務部副参事

人事評価制度の実施につきましては、平成28年4月1日から実施が義務づけられることとなります。

○川畑委員

確認ですけれども、義務づけられるということは、強制的にされるという解釈でよろしいですか。

○総務部副参事

地方公務員法の改正でございますので、必ず実施しなければならないことになっております。

○川畑委員

それで、道内の自治体で、人事評価制度の実施あるいは準備をされているという状況を把握されているかどうかについて聞かせてください。

○総務部副参事

3月1日現在ですけれども、道内179団体中32団体が既に導入していると聞いています。4月以降につきましては、全ての市町村で導入が義務づけられておりますので、各自治体で準備しているというふう聞いております。

○川畑委員

それでは、179団体のうちの32団体が今もう導入していて、4月1日からは全部の自治体が強制的にやらざるを得ないと、そういう状況になるということですか。

○総務部副参事

そのとおりでございます。

○川畑委員

私は、民間の金融機関出身なので、民間企業では相当早い時期にこういう人事評価制度を導入していたわけですが、この中でも思ったほど効果が出ないと、そういう成果主義は見直さなければいけないという企業も大分出てきているようなのです。例えば、経済産業省が平成18年に出した報告書の中でも、日本企業の強みであるチームワークを損なう懸念も大いにあるというような指摘もされているわけで、こういうような利益追求する民間でも見直しを検討している企業も出てきている中で、利益を目的にしない公務労働で、この制度は本当に必要なのかどうか、私は疑問を持っているので、その辺についての見解を聞かせてください。

○総務部副参事

地方公共団体におけます人事評価制度につきましては、職員の能力や業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行や、より高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には市民サービス向上の土台をつくることを目的としています。

○川畑委員

それでは、人事評価制度の導入に当たって、どのようなことを評価の対象にするのか、要するに絶対評価と相対評価というのがあると思うのです。職員を序列化して、上位から書いてもらう。大体5段階に分けるのが普通のようなのですが、このことになると、なかなかそういう点ではいろいろな問題が起きてくると思うのです。それで、これは私の経験からも避けるべきだと思うのですが、この評価方法の導入は、絶対評価、相対評価、どちらを考えているのかお聞かせいただけますか。

○総務部副参事

現在、人事評価制度の実施方法につきましては、職員組合と協議中でございますが、まだ決定はしておりませんが、絶対評価とする予定でございます。

○川畑委員

それで、絶対評価ということで、評価は5段階になると思うのですが、具体的な評価方法として、職員個々の性格だとか、勤務外の行動は対象になるのでしょうか。

また、例えば休暇だとか、休業制度の取得などで職員の権利行使を評価に影響させることはないのかなのかについて聞かせてください。

○総務部副参事

職員の性格や勤務時間外の行動につきましては、人事評価の対象外となります。また、規定されている休暇を取得したことについて人事評価に影響を及ぼすことはございません。

○川畑委員

評価の主観で判断されるということになれば、恣意的な感情も入ってくるし、その部署や評価する人によってばらつきが起きるのではないかと思うのです。

それで、人事評価制度の実施に当たって、評価者はどの立場の人が行うのか、具体的に例えば小樽市ではどういうふうになっているのかということをお聞かせください。

○総務部副参事

被評価者の職員によって評価者は異なりますけれども、係長職以下の職員につきましては、一次評価者を課長職、二次評価者を次長職又は部長職とする予定でございます。

○川畑委員

そうすると、まず、一次評価は課長職がやって、二次評価は次長又は部長がするという解釈でよろしいですか。

○総務部副参事

はい、そのとおりでございます。

○川畑委員

人事評価制度の実施に当たって、賃金リンクを導入することになるのだろうと思うのですが、給料や手当への反映、そして昇任の条件にされることになるのかどうか、その辺を確認させてください。

○（総務）職員課長

地方公務員法上、平成28年4月1日施行分で人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとするということで、これも義務づけになっておりますので、人事評価は給与に反映させるという形になってくると思います。

○川畑委員

その場合に、私が心配しているのは、人件費を削減するのが目的なのではないかというのが一つあるのです。そしてまた、私の経験では、上司になかなか文句を言えない、忠実にならざるを得ないというか、そういう職員をつくったり、職員が評価によって萎縮するという、そういう問題点が出てきていた経験があるのですが、そういう点での心配はないでしょうか。

○（総務）職員課長

そういうような恣意的な判断といいますか、そういうのがないようにということで評価者を一次評価、二次評価という形で段階をつけておりますので、そういう恣意的な評価は防げるものというふうには思っております。

○川畑委員

地方公務員というのは、本来、住民のための頑張りが評価されるべきだと私は思っているのです。それで、人事評価を導入することによって、住民のための仕事ができるのかどうかという疑問を持っています。例えば生活保護の受給の抑制だとか、あるいは税金、滞納の税金の徴収強化などでは、親身に市民からの相談に乗れる、そういうことが求められるのだろうと思うのです。しかし、数値目標を設定されることで、生活保護の受給だとか税金滞納の徴収に力点が置かれてしまって、結果的に住民サービスを切り捨てることにつながっていかないのかと、そういう心配をしているのですが、その辺はいかがですか。

○委員長

質疑の途中ですけれども、まもなく2時46分になります。

皆様、御起立ください。

黙祷。

（黙祷）

黙祷を終わります。

それでは、質疑を続行いたします。

○総務部副参事

業績評価におきましては、できるだけ客観的な評価を行うために、具体的な目標値を設定していただきたいと考えているところですが、委員が御指摘のとおり、さまざまな業務があり、数値化することが困難な職場においては、サービスの質を高めるための業務改善等を目標とすることも可能と考えています。人事評価制度は公務能率を向上し、よりよい市民サービスを行うために実施しますので、この制度が市民の皆さんの生活に直接悪い影響を及ぼすことはないというふうに考えております。

○川畑委員

人事評価制度の実施に当たっては、評価に向けての目標を設定されることになるのだろうと思うのです。業務目標は、本来、自主的に決めていくものだろうと私は思っています。目標設定するに当たっては、上司が業務の数値

だとか、目標を強要することが起きるのではないかという心配があります。そういう心配はないのでしょうか。

○総務部副参事

この制度の大事なところなのですけれども、職場において上司と部下が情報を共有する、そして考え方に違いがある場合には、十分話し合いを進めるところがポイントとなると考えております。委員の御指摘のような強制的な目標設定が行われないように、制度の運用を図っていききたいというふうに思います。

○川畑委員

要するに、職場の中でのコミュニケーションを図っていくということは基本的になるのだらうと思うのですけれども、評価者と評価される人がよく話し合うというか、状況を把握していかないと、なかなか難しい問題だと思うのです。民間でもその辺が失敗して、実績が上らないという結果が起きたという報告を私は聞いています。そういう点では、ぜひその辺を気をつけていただきたいと思います。

それで、私は特にそういう経験を持っているのですけれども、人事評価によって、時にはその人の人生を左右されるということが起きるのです。例えば、私のような労働組合の仕事をしていると評価が低くて、ずっと昇格されなかったという経験もあります。ですから、そういう意味では、評価を確定するに当たっては、二重三重のチェックがやはり必要だとつくづく思います。その体制が、二重三重のチェックがどのようにつくられていくのか、その辺の構想があればお聞かせください。

○総務部副参事

先ほどもお話ししましたように、評価者は一次評価、二次評価と複数を設定しております。さらに、人事評価の結果を確認する職員を確認者というふうに置きます。さらに、その人事評価結果の検証と総合的な調整を行う審査委員会を設置したいというふうに考えているところです。

○川畑委員

それは、そうしたら評価の結果を個々の職員に開示すると。そして、開示した上で説明する制度もつくっていくのだと捉えてよろしいですか。

○総務部副参事

組合協議中として、まだ決定ではございませんが、評価の結果については全員開示の方向で制度をつくりたいというふうに考えております。

○川畑委員

例えば、評価に納得できない場合が非常に問題になると思うのです。それに、そのような場合にはどういう対応するつもりでいるのか、先ほどまだ組合とも協議中だということなので、その辺が一番大事な組合と協議する課題なのかと思うので、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○総務部副参事

被評価者からの苦情の御相談やお申出につきましては、各部局でも対応を早くにしたいと思っておりますし、さらに結果について納得がいかないということでございましたら、先ほど申しました審査委員会で苦情の申出を審査したりとか、処理を行ったりとか、そういうことをやっていきたいというふうに思っております。

○川畑委員

人事評価についてはこれで終わるのですけれども、最後に、この人事評価というのは非常に重要な中身になると思うので、それが適切に運用されないと、大きな亀裂を生むことも起きるわけで、そういう点では十分に配慮しながら進めていっていただきたいと、そのことをお願いします。

◎旧北海道農政事務所取得費について

続きまして、旧北海道農政事務所の取得費についてお伺いします。

この旧北海道農政事務所、これは取得する場所はどこにあるのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

旧北海道農政事務所の場所ということでございますけれども、地番といたしましては、小樽市港町 8 番及び 146 番 5 に位置しておりまして、具体的に申し上げますと、小樽港第 3 号ふ頭基部の港湾室や観光船乗り場の建物の道路を挟んで山側向かいの物件になります。

○川畑委員

場所は、例えば私も小樽の駅前を真っすぐ下がって行って、運河を越えた左手のところよろしいですか。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

委員がおっしゃるとおりで、小樽駅を下がって臨港線、運河を越えてすぐ左手になります。

○川畑委員

要するに、小樽水産ビルの並びということになるのでしょうか。

それで、購入する土地の広さはどのぐらいあるのか、お聞かせいただけますか。

それから購入しないで譲り受けるというのですか、その部分とあわせてお聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

土地全体で 899.64 平方メートルの物件でございます、もともと小樽市が国に寄附した土地が 811.83 平方メートルでございます。残りの 87.81 平方メートルが購入部分で、今回、小樽市が購入するということであれば、大部分を占める 811.83 平方メートルの部分、無償譲渡という形で、そういう条件になってございます。

○川畑委員

ここには建物もあるのですよね。建物はいつ建設されたものなのか、お聞かせいただけますか。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

昭和 55 年 11 月に建てられて、構造的には鉄筋コンクリートづくりの 2 階建てでございます。

○川畑委員

建物の広さはどのようになっているのでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

事務所として使っていた部分が建築面積で 213.49 平方メートル、延べ床面積で 539.09 平方メートル、それに加えて、物置部分が 1 階建てですので、建築面積、延べ面積、延べ床面積、同様に 28.85 平方メートルとなっております。

○川畑委員

今回、無償で譲渡されたものも含めてあるのですけれども、要するにこの建物と市が買った土地、先ほどおっしゃった 87.31 平方メートルの部分合わせた金額が 1,250 万円ということによろしいのですか。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

委員がおっしゃったとおりでございます。

○川畑委員

そこで疑問があるのですが、今、小樽市の財政も大変厳しい中で、なぜ購入しなくてはならなかったのか、その辺についても一回説明していただけますか。

○(財政) 財政課長

先ほどの無償の譲渡の部分とこの購入の部分ということで、国から土地と建物取得について希望するかどうかという問い合わせが、確認がありまして、そういった状況の中で取得について検討してきたわけなのですが、その結果、その土地、建物を行政財産として利用したいということで、今回、予算に計上したものであります。

○川畑委員

そうしたら、取得した物件のこの後の利用の予定はどのようになっているか、聞かせてくれますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

取得後の使途ということでございますけれども、観光振興室といたしましては、観光協会とともに小樽観光の新たな推進体制の構築を目指しているところがございますので、新体制での執務場所としての使用を検討しているところがございますが、市全体としては、施設の老朽化対策といった課題なども抱えておりますので、利用形態の細部までは現在詰めきれていない状況でございます。

○川畑委員

建設された建物が昭和55年ですから、今から言うと35、6年前ですか、相当傷みも激しくなってくるころなのではないかと思うので、先ほど答弁いただいた観光協会と観光振興室との関係で有効利用したいということで、せっかくの国の譲渡もありますから、それを進めていくことが大事なのかと思うのですが、その辺の費用がこれからもかかることも考えて、十分に考慮しながらやっていただきたいと思います。

◎港湾整備事業特別会計補正予算の財産売払収入について

それではもう一つ、港湾整備事業特別会計の補正予算についてお伺いします。

財産売払収入ということで3,083万3,000円が計上されているのですけれども、これはどこのことをいっているのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）管理課長

私から説明申し上げます。港町ふ頭の方譲地になります。港町ふ頭、赤と白のガントリークレーンが見えるかと思いますが、その埠頭の分譲地の売却となります。

○川畑委員

それはどこに売却されたのか、お聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

売却先ですけれども、株式会社進栄商事でございます。

○川畑委員

売却の価格は3,083万3,000円なのですけれども、単価はどのくらいでされているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

1平方メートル当たり1万3,300円になります。

○川畑委員

パソコンで小樽港の港町ふ頭の土地分譲及び賃貸の御案内というところを見せていただきましたら、要するに、この図面でいくと、持っていない方はわかりにくいと思うのですけれども、E、Fという区画があるのですが、Fというところは、進栄商事に貸与されているらしいのですが、これはいつまでの期限で貸与されていることになっているのですか。

○（産業港湾）管理課長

港町ふ頭には、带状で四つの区画道路がありまして、4列目の区画のお話かと思えます。Fの区画につきましては、今、進栄商事が10年間の長期契約で借りている区画であります。

○川畑委員

それで、ここは長期で10年ということは、私が聞いた中では、3月末でいったん契約が切れるのですよね。その後また10年契約という解釈でよろしいのですか。

○（産業港湾）管理課長

現在、交渉中でございます。まだはっきりお答えはいただいておりませんが、意向としては、また10年契約していただけるということで聞いております。

○川畑委員

もう一つ、Eという区画があるのですが、埠頭の海に向かって左側の端のほうですね。今回、進栄商事に売却した隣の土地なのですが、これはどのようになっているのですか。

○（産業港湾）管理課長

こちらは進栄商事が短期で借りるという形になってございますので、先ほど申し上げました4列目の区画については全て進栄商事が使われる形になろうかと思えます。

○川畑委員

この4列目の土地を全て進栄商事に貸与あるいは買っていただくという予定だということなのです。それはまだ、先ほどのFのほうは10年ということで長期になったのですが、Eのほうは短期でということは、毎月ということになるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

料金につきましては一月単位の契約の単価になりますが、過去から考えますと1年間継続して借りていただけるものだと考えております。

○川畑委員

最後に、これを売った場合と貸した場合とで、小樽市では、どちらが得になると言ったら変ですけども、その辺についてはどういうふうに捉えているのですか。

○（産業港湾）管理課長

これについては私の見解ということでお話をさせていただきたいのですが、港湾整備事業特別会計といたしましては売却したほうが一時的な利益も大きいと考えておりますが、長期間又は短期間で貸し出すということにつきましても、長い目で見ると利益が出るものだと思っております。また、ある意味考えますと、売却した後はそれで終わりというわけではなくて、市税という考え方も出てまいりますので、いろいろな考え方があると思えます。

○川畑委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党に移します。

○佐々木委員

◎教育予算について

まず、教育予算について伺わせていただきます。

市長においては、教育予算を今すぐ増やす状況にはない。しかし、以前よりお答えいただいておりますが、子供の教育環境の整備や充実に力を入れることを進めていくというふうにお約束をいただいております。また、前教育長である現副市長からも来年度の予算獲得に向けて頑張りたいというお言葉がありました。その二人の下で編成された今年度の教育予算ですから、非常に期待しておったのですが、来年度の教育予算の特徴について、例えば来年度と今年度の教育予算額との比較や、一般会計に占める割合の変化などについて、およその特徴等も含めて御説明を願います。

○（教育）教育総務課長

まず、教育予算の一般会計に占める割合でございますけれども、平成27年度は6.52パーセント、28年度は6.19パーセントでございます。これから建設費を除きますと、27年度は2.95パーセント、28年度は2.75パーセントとなっております。建設費を除く教育予算につきましては、ここ数年おおむね同じくらいの割合となっております。学校施設の老朽化や耐震化などに伴う工事費や維持補修費が半分強を占めていることから、このほかの日々の

教育活動にかかわる必要な予算の充実に課題がございました。しかしながら、27年度予算におきましては、特に本市の喫緊の課題である学力向上関係事業はじめ、教育環境の改善に向けまして必要な経費についてお願いをし、一定程度盛り込まれたものと考えてございます。

特徴的なものを何点か申し上げますと、今年度、ICT教育促進事業として小学校4年生から6年生までの全教室に50インチの大型テレビと実物投影機をセットで整備したところでございます。来年度は残りの小学校1年生から3年生までの全教室に大型テレビを整備いたします。

また、中学校における英語教育の充実を図るために外国語指導助手、ALTを2名から4名に増員するほか、小学生に対する教育相談の充実を図ることを目的として、スクールカウンセラーを1名増員し、統合校を中心に配置する予定としてございます。

このほか、懸案事項でございました独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の掛金につきましては、引き続き市で全額を負担することや、見学旅行等の引率にかかわる拝観・入場料につきましても、初めて予算計上されるなど、学校の事情にも配慮したものと考えてございます。

○佐々木委員

非常に厳しい財政状況の中で、今お話のあったようなところを改善していただけたのは非常にありがたいことです。

話を伺っていても、例えば小学校1年生から3年生の教室にも来年度は大型テレビが入ると。この部分については、本当に非常に今の学校においては貴重な使い方ができると思います。できたら、今後小学1年生から3年生も実物投影機の配置をよろしくお願ひしたいです。それから、中学校はいまだにやはりこういうICTといわず、映像的なもので言えば、この大きいテレビジョンがなぜ後になったかわからないぐらい貴重な存在だと思ひますので、これについても引き続きの配備をお願ひしたいと思ひます。

そういう中で、特にこれもお願ひしていたことですが、日本スポーツ振興センターの掛金について、市で負担を継続していただけるといふことになりました。行政評価の中で二次評価までいったところで要改善といふことで、保護者の負担が出てくるのではないかといふことで非常に心配していたのです。万が一、けがや何かしたときに、この掛金を掛けた給付金がもらえる子ともらえない子に差が出てきてしまう。そのようなことがないようにといふことでお願ひをしていたところ、市で負担を継続するになりましたが、そのこのところの経緯がもしあれば、お聞かせください。

○（教育）学校教育課長

現在、全額を公費で負担しております日本スポーツ振興センターの災害給付掛金につきましては、平成26年度の行政評価において、今、委員がお話をされたように、28年度からの保護者負担導入に向けて、27年度中に実施方法等の課題について整理するよう指示があったところでありますが、今年度に入り、市長公約で子育て世代の負担軽減が掲げられ、これを踏まえて改めて行政評価について再検証をした結果、最終的に保護者負担を導入しないこととなったところでございます。

○佐々木委員

本当にこれについてはうれしいところです。見学旅行、宿泊学習の引率で拝観料が予算措置されたといふことですが、これは例えばどういうところの拝観料が対象になるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

いわゆる社会教育施設は全般的に対象になります。もともと引率する教員の方も無料になるという施設は結構あるのですが、例えば中学校の修学旅行における東京ディズニーランドの入園料も対象となります。ただし、道立学校の基準に準拠しまして、教員1人当たり小学校にあつては1,000円、中学校にあつては2,500円の上限を設定しております。

○佐々木委員

ディズニーランドは行ったことないのでわかりませんが、本当にこういう予算措置があると、正直なところ私が引率して行っていたときには全部自腹で払っていたものですから、これは本当に画期的だなと。普通そうだろうと思うのですが、そういうふうに思います。

特にこの学校教育予算の中で、昨年 9 月、予算特別委員会でもお願いいたしましたが、学校配当予算の部分です。その増額についてお願いをしていましたが、これについてはどうなっているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

配当予算につきましては、平成27年度末で小学校 4 校、それから中学校 1 校が閉校となりますが、学校からの要望がありましたので、消耗品等の増額を財政サイドに要求しまして、27年度並みの予算が確保できましたので、実質増額になっているという形で考えております。

○（教育）学校教育課長

そのほかに、学校に配当しています予算といたしまして、芸術鑑賞やスキー学習などの校外学習等に係る経費を対象としております校外学習事業費と、入学式や卒業式、運動会や文化祭などにおける花代やラインパウダーとか、そういった経費を対象としております学校行事費がありますけれども、これらにつきましても児童・生徒数などに応じる単価をそれぞれ 5 パーセント増額しております。

○佐々木委員

学校配当予算について、今、閉校分がほかの学校へ還元されているということでしたが、具体的に 1 校分どれぐらいの額が増えていることになりますか。

○（教育）施設管理課長

配当予算の額につきましては、学校規模によって異なりますので、額についてはお示しできませんが、おおむね 5 パーセントの増額になるというふうに考えてございます。

○佐々木委員

本当に、以前も話をさせていただきましたけれども、この配当予算の中で紙代にも事欠くという状況があったものですから、少しでもこういう部分が増えたのはありがたいことだと思っています。

質問の中でもう少し言わせていただければ、児童・生徒用の机、椅子というものも学校配当予算で各学校が購入することになっています。その中で、やはり机、椅子の更新に使ってしまうと、それ以外のところに使えなくなるということで、どうしても机、椅子が後回しになって、中学校の女子はストッキングが座面ががさがさになって切れてしまうので、ガムテープを張って防いでいるというようなこともあります。その辺のところについてたぶん教員方からも要望はあったと思うのですが、机、椅子の全体的更新について予算要求するために状況調査を今年度行ったとお聞きしました。その調査の状況とか、今後の見通しなどについて、出せるものであれば出していただきたいのですけれども。

○（教育）施設管理課長

児童・生徒の机及び椅子の更新についてでございますけれども、各学校の配当予算で購入等をお願いしているところでございますが、教育委員会としても、机の天板や破損して使用できない机・椅子については、購入して更新を行っているところでございます。

また、平成27年度に小学校で約4,100組、中学校で約2,700組の状況調査をしております、調査票は27年12月末で提出をいただいているところでございます。現在、購入の時期や破損状況の部位など、そういうところの取りまとめを行っております、少し時間を要しておりますけれども、今後、調査結果に基づいて更新計画をつくってまいりますと考えてございます。

○佐々木委員

中身についてわかりましたら、またお聞かせいただきたいですし、小学校、中学校ともに子供たちの体格は向上しています。前は 2 号、1 号の机、椅子だったのがゼロ号というふうに、中学校では特にその辺の更新が本当に必要な中にありますので、その辺のところを細かく今後も対応していただければと思います。

◎修学旅行ガイドブック作成費補助金について

修学旅行ガイドブック作成費補助金130万円について伺います。

今年までのものについては、以前いただき、中身等も見せていただいております。また新しく今度つくられるというようなお話も伺ったものですから、内容について伺わせていただきます。

まず、修学旅行、見学旅行、宿泊研修誘致の必要性、重要性を市はどのようにお考えになっているのか、伺います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

修学旅行、見学旅行、宿泊研修などのいわゆる教育旅行の必要性や重要性、また効果ということでございますけれども、小樽の持つ特有の歴史や文化を学生に知っていただくことは大変重要で、子供たちや学生が小樽のよさや奥深さなどに触れ、大人になったときにそれを思い起こしてくれば観光客としてリピーターになり得たり、友人、知人に周知してくれたりするなどという意味で、小樽ファンを増やしてくれるというきっかけにもなりましようから、波及効果等も高いものと認識をしております。

○佐々木委員

本当に昔から小樽に来る修学旅行生のうち、きっと今、道内客、道外客でリピーターで来られている方は非常に多いと思うので、その効果は本当に大きいと思います。そこで、近年の実績等についてデータをお示してください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

近年の実績ということでございますけれども、教育旅行による入り込み数としましては、宿泊人数ベースということになります。直近の平成26年度で学校数156校、人数で1万5,128人、25年度で申し上げますと、177校、1万7,571人ということでしたので、前年度比でいきますと、学校数で88.1パーセント、宿泊人数で86.1パーセントと減少傾向にあるところでございます。

○佐々木委員

このまま減少していかれても、やはり困ってしまうのですけれども、目標は掲げていらっしゃるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

目標の数値ということでございますけれども、昨今、少子化や旅行先選択の多様化などによりまして、委員がおっしゃるとおり、減少傾向にある中、そうともいつていられないといえますか、目標としては平成28年度におきましては、先ほど前の質問で申し上げた25年度のところに押し戻したいといえますか、25年度の数値を目指してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひお願いしたいのですけれども、その目標達成のために必要なものというのは、具体的にどのようにお考えになっておられるのか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

目標達成のためにということでございますけれども、小樽には北前船、鉄道、それから銀行や倉庫といった建築物などが特有で、また多様な歴史文化がありますので、学習効果が高いですよという面などを学校関係者等にPRしていくことなどが必要と考えております。

○佐々木委員

ぜひ日本遺産認定になれば、また一つの誘致のきっかけになると思いますので、そういうところも含めて、協力

してやっていただきたいと思います。そのための施策の一つに、このガイドブックの作成もきつとあると思うのですけれども、そういうところで、今おっしゃったような目的達成のために必要な、それ以外の何か戦略はあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

ガイドブック作成以外の戦略ということでございますけれども、小樽教育旅行誘致推進協議会で平成28年度におきましては、道外につきましては、北海道新幹線開業も見据えまして、東北地区の高校をターゲットに各学校や旅行会社を個別に訪問して、情報交換とPRを行う予定でございます。

また、道内につきましては、札幌市内の中学校を訪問するなど、PRに取り組む予定であるとともに、北海道観光振興機構と協力いたしまして、旅行会社を招請して小樽を見てもらいながら、紹介してPRしていくという事業も行っていきたいと考えております。

○佐々木委員

そういうことをお互いに進めていると思うのです、東北からもこちらに来ていますしね。そういうことで、たくさん来るようにするために、そういう働きかけも必要ですが、迎える側としては、旅行生が来て、そこで何かをやる、体験をしたり、見るというもののコンテンツ整備というものがやはり大事だと思うのですけれども、その辺のところについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

迎えるまちとしてのコンテンツ整備ということでございますが、今、平成28年度に刷新といいますか、更新予定をしておりますガイドブックの内容として、もちろん歴史的建造物めぐりはそうですね、そのほかにも工場見学や、すし握り体験などといった産業や食に対してのメニューも盛り込む予定でありまして、体験学習等を受け入れる側の企業や店舗を含めて内容を検討して、さらに整備を進めるよう努めてまいりたいと思っております。

○佐々木委員

ぜひよろしくお願いします。

もう少しこの旅行ガイドブックの内容についてお聞きしたいのですけれども、これは平成28年度から新しく刷新するというのでよろしいのですね。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

全く新たに作成ということではなく、3年に1度をめどに更新しておりまして、直近の作成は平成25年度で、3年たった28年度にまた作成するというのでございます。

○佐々木委員

この見せてもらったものでも、中身がずいぶん充実しているものだと思うのですけれども、今回お話があったコンテンツのことや何かも含めて、刷新される部分がもし決まっているのであれば、何かあれば、示していただきたいのですが。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

刷新される内容ということですが、委員がごらんになったとおり、平成25年度版の体験学習とかいろいろなものをベースに、魅力のあるコースやメニューをさらに取り入れたいという検討はしてまいります。ただ、詳細については、今のところ未定でございます。

○佐々木委員

お願いします。

私が見て一つ思ったのは、これを使う子供たちの対象は、小樽には小学校の高学年、ひょっとすると中学生から高校生まで入ると思うのですけれども、その小から高まで、全部の子供たちにこれが渡り、これを使うことになる予定でしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

小・中どの学校でも使うのかということでございますが、特に学校、学年に応じた区分けはしておりませんが、内容といたしましては共通して使えるものとなっております、メニューによっては難しいものと簡単なものがございますので、そのメニューでどの学年が対象かということも表示するなど、そういったことで工夫してまいりたいと思っております。

○佐々木委員

そうですね。これを見ると、たぶん小学生には難しすぎます。行くところも本当に限られてくるかなとも思いますし、高校生にしてみると少し簡単すぎるようなところもあつたりしますから、例えば将来的にですけれども、そういう学年や学校によって、その辺のところの区分けみたいなものがあればということも少し考えました。

この項最後ですが、教員方や児童・生徒の要望、意見などを取り入れてこういうものをつくっていく、そういうふうに行っているだろうとは思いますが、そういうところについてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

意見・要望を取り込んでおられるのかということでございますが、アンケートというスタイルでは特段とってございませんけれども、先ほど申しました教育旅行の誘致活動等を行う際に、学校側と旅行会社から要望や課題などを都度確認し、よりニーズに沿えるように対応しているところでございます。

○(産業港湾) 観光振興室長

今、主幹から説明がありましたけれども、このガイドブックにつきましては、教育旅行の誘致を目的としておりまして、主に学校関係者、それからエージェントに対しての冊子となっておりますので、小学生に少し難しいとかそういうことの対象ではないということで申し添えさせていただきます。

○佐々木委員

そういうことなのですね。これは誘致のための冊子なので、これは直接小学生や中学生の手に渡るものではないと。連れてくる人たちに、この小樽に来てもらうためのものということなのですね。私はそれでは全然勘違いをして、たぶん質問をしてきたということになると思います。そういう意味であれば、こういうことはあり得るのかなと思いました。わかりました。

◎旧北海道農政事務所取得費について

三つ目の質問に入らせていただきます。

財産管理費の中の旧北海道農政事務所の取得費について、先ほど川畑委員からも質問をしていただいて、私の質問はほとんどかぶっていましたので、自分のところだけ1点か2点聞かせていただきます。

先ほどの、建っている場所を考えましても、この場所は、運河にも面している。それから第3号ふ頭基部のこれから整備されていく計画の中でも、水面のところ、たしか水に浮かせる形の建物、観光施設をつくるというような計画が正面にあるというような立地だと思います。私が思うには、広さや先ほど聞いた土地の面積や何かを考えると、難しいのかもしれませんが、まだ詳細が決まっていないということですから、このところを何かそういう、事務所的な使い方もわかりますが、もう少し観光誘致につながるような、何かその辺の複合的な考え方というのはいかならないのかと思ひ、少し御意見を聞かせてください。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

取得予定の土地が事務所用ではもったいないのではないかとというような話でございますが、もともと委員がおっしゃるとおり、国の出先機関の事務所として使用していた土地、建物でございますので、スペース的にも建物の形等から申しましても、事務所利用に適しているものと考えておりますけれども、今後、利用形態を詰めていく中で、さらに有効な活用方法等がありましたら、それについても検討してまいりたいと思ひます。

○佐々木委員

ぜひ具体的なこの使い方は、本来であれば、やはりこれは予算をつけて買うぞとなったときに、その1,250万円は税金を使ってやるわけですから、こういうことで使うのだというのを本当に明らかにして、それで、このところを検討させていただきかけたのですが、手法としてはまず買って置いてというところもあるのでしょうか、これ以上は言わないのですけれども、具体的な使途について説明できる段階では早急に報告を願いたいということ要望しますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

具体的な使途について決まったら早急に報告ということでございますので、もちろん決定次第、すぐに報告したいと思います。

○佐々木委員

◎広告料収入について

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

歳入のうち諸収入の雑入、広告料収入が714万円とあります。ここの中を見ますと何項目か上がっていますが、広告料の各事業とその担当課について説明をお願いいたします。

○（財政）佐々木主幹

広告料収入につきましては、複数部にまたがっておりますので、私から説明させていただきます。

予算説明書77ページに広告料収入がありますが、その部分の上から順番に説明させていただきますが、まず、上から広告付き地図及び案内板広告料につきましては、1階のホールに設置されております市内の地図がございますが、それについている広告の部分でございまして、担当は総務部総務課になっております。

次から三つが、広報おたる発行経費、市民生活ガイド作成経費、ホームページ広告料、この三つでございまして、これはそれぞれのものに対する広告でございまして、担当は総務部広報広聴課という形になっております。

次に、窓口番号表示盤広告料でございまして、こちらは戸籍住民課に設置されており、受付をするときに、今、番号をテレビのようなもので表示しているものでございまして、その呼出しの表示盤です。そこにCMが流れるような形になっておりまして、それに対するものの広告料という形になります。担当は生活環境部戸籍住民課という形になっております。

次に、男女共同参画意識啓発費という表示になっておりますが、これは男女共同参画情報誌のばるねっとの広告掲載料でございまして、担当は生活環境部男女共同参画課になっております。

続きまして、ごみ減量等市民啓発事業費という表示になっておりますが、これは各家庭にお配りするごみ収集カレンダー、これの広告掲載の部分でございまして、担当は生活環境部廃棄物対策課になっております。

続きまして、総合博物館蒸気機関車広告料でございまして、これはアイアンホース号への広告の分でございまして、これは教育部総合博物館が担当しております。

続きまして、総合体育館広告料と桜ヶ丘球場広告料ですが、この両方はそれぞれの施設に掲出されております広告の部分でございまして、担当は教育部生涯スポーツ課という形になっております。

○佐々木委員

私、これを見まして、ホームページに出ていた小樽市職員給与明細広告の募集が載っていたのです。これは、広告料収入に入らないのかなと思って見たのですが、これはどういうふうになっているのか、お聞かせいただきたいですし、これはどこの所管なのか、お示してください。

○（総務）職員課長

給与明細の広告につきましては、既に応募がありまして、契約も済んでいるということで、これについては今年度の収入になっているということでございます。

○佐々木委員

新年度の分はここに予算では載せない、載せる対象ではないのですね。もっと後の補正とかになるわけですか。

○（総務）職員課長

まだ新年度の分については、入れていないという状況になってございます。

○佐々木委員

総務課の広告付地図、シティナビタというものと伺いました。これについてはどのようなものなのか、お聞かせください。

○（総務）総務課長

本庁舎に設置しております広告付地図でございますけれども、先ほどもありましたとおり、本庁舎の別館 1 階の市民ホールにありまして、市内の地図が表示されておりまして、横に広告スペースということで、市内の店舗等の情報が表示されております。

このほか、別館・本館の各フロアですけれども、庁内の案内板が設置されております。別館の市民ホールにつきましては、住民票をとりに来られるお客様もいらっしゃいますので、待ち時間を快適、有効に活用していただきたいということで設置をしておりますし、そのほかの案内板につきましても、庁舎に訪れました方が目的の課に行きやすいように、容易に行けるようにということで設置をさせていただいております。

そして、設置事業者の関係でございますが、こちらからは先ほどの広告のスペースのお話をいたしましたけれども、そちらの広告の収入のほか、案内板を設置させてあげているということで、その設置の使用料もいただいているほか、あと広告スペースには LED のバックライトがありまして、そちらの電気代についてもそちらの事業所に負担をさせていただいているところでございます。

○佐々木委員

いろいろな形態があるというのわかりました。

それで、この広告はこれだけいろいろなことをやられているわけですが、今この広告募集の現状というのがどうなっているのか知りたいのですが、応募状況とか、そしてまた、これまでの実際の収益はどのぐらい上がってきているのかというようなところをお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

広告募集の方法とか形態というのはいろいろあるものですから、それぞれ異なっていますので、今、具体的に申し上げますと、広報関連の広告の収入というのが、広告料全体で 714 万円の中の約 8 割近くを占めるのが広報おたるの発行経費とホームページ、市民生活ガイドということになるのですけれども、広報おたるの発行の部分についての広告料につきましては、皆さん、毎月、広報おたるをごらんになっていただいていると思いますけれども、広告枠を 10 枠設けております。それで、1 枠 5 万 5,000 円で販売をしているわけなのですけれども、大体毎月 8 割以上は、今、広告が埋まっているのではないかとというような状況で非常に好調な状況が続いております。

あと、ホームページにつきましては、トップ画面にパナー広告というのを張りつけております。こちらにつきましては、あまり成績がよくなくて、月によって違うのですけれども、一つしかついていない月もありますし、月によっては四つ、五つついていてという月もあるというような、少し波があるというような状況になっています。

あと、市民生活ガイドにつきましては、これは転入者に小樽の概要を御説明するものですけれども、これについては、今回、広告枠を 30 枠設けておりまして、それで 1 枠 1 万円が市の収入になるというような、そういう計算で 30 万円を計上しているという状況で、これはこれからの募集を行うということで、新年度に行う事業でございます。

○（財政）佐々木主幹

それ以外の部分は私から説明させていただきますけれども、先ほど言ったように広告の形態で応募と応募ではないものがございますので、応募のほうの形で説明させていただきます。まず、男女共同参画意識啓発費の部分で

ございますけれども、ぱるねっとの先ほど情報誌の広告という形で、広告枠は 4 枠ございまして、それに対して応募も 4 件という形になっております。あと、ごみ収集カレンダーにつきましては、広告枠 2 枠に対して 2 件の応募、総合体育館の枠は、14 枠あるそうなのでございますけれども、応募は 6 枠、桜ヶ丘球場の枠は、9 枠に対して応募は 8 枠という形になっております。

予算計上していない部分でお話しさせていただきますと、募集しているという中で予算計上していないもので、実は市税の納税通知書の封筒というのもございますが、実は平成 24 年度までは広告掲載の申込みがございまして、歳入も 10 万円ほど計上しておりましたけれども、25 年度以降は募集しても応募がないという形になってございまして、予算には計上できていないというような形になっております。そういうような形からは、やはり企業側も、先ほど広報広聴課長から言っておりましたけれども、出すべき広告をやっぱり選別してきているのかなというようなイメージは感じているところでございます。

○佐々木委員

一つ伺ったのは、例えば納入袋なのでしょうか、袋代も出してもらって、その印刷もし、そしてそこに広告を載せた物を寄附してもらい、市に寄附してもらって、それを使うという形態にしている、そういう形の広告の載せ方もあると聞きましたが、そういう具体例はあるのでしょうか。

○（財政）佐々木主幹

本市でも戸籍住民課でそのような手法で封筒があるとお聞きしておりますけれども、形態としては、小樽市の広告料という形ではなくて、いわゆるそういうような広告を取り扱う企業が封筒自体をつくってくれて、そのものを小樽市に納品していただけるという形態の手法でやっているという例もあるところでございます。

○佐々木委員

そういう方法も含めると、かなりの可能性がこういう広告を載せるということで、市の財政を少しでも助けるということの余地があると思うのですけれども、これは例えばもう少し広く、何か全国的に見ても、いろいろなものがあるということで工夫をされている様子があります。例えば、そういうことを含めて、アイデアを職員の皆さんから直接、自分の課でやっているこういうことに載せられるのではないかなというようなことも考えられると思うのですけれども、若い職員の皆さんからそういうアイデアを募集するというふうな手法を使うと、若い職員の皆さんにもモチベーション向上に、なかなかモチベーションが下がっているといううわさも聞きますから、その辺のところも何か上げていく機会になるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○（財政）佐々木主幹

全国的に見ますと、今、委員がおっしゃられたように、さまざまな取組がございまして、市の財産や印刷物、発行物を活用しての広告料収入を得る方法がいろいろあるということは認識しているところでございまして、本市でまだまだ取り組んでいない部分もあろうかというふうには思っております。

アイデア募集という形で申し上げますと、これまでも財政健全化の取組の中で、例えば節約に関する部分では、職員からアイデアを募るというようなことを実施してきたこともございまして、歳入増の取組については、今後いろいろ検討していかなければならないものというふうには当然考えておりますので、御提案いただいたような手法、若手からというような、若手がいいのか、課を通じてなのか、ベテランの意見を聞くとか、いろいろあろうかと思いますが、そういうような方法を含めて庁内で意見の吸い上げ方については議論していきたいと思っております。

○佐々木委員

ぜひそういう手法を試していただきたいのですが、少しだけ言わせていただくと、課の中でとかという方法をとってやる。ベテランの皆さんの意見も聞く、ここにベテランの皆さんばかりいらっしゃいますから、言いにくいのですけれども、課の中でもんだら、若い人の発想で出したもの、いや、そのようなのは通用しないとか、いや、

そのようなのは今までの中であったのを見たことないとかと言われて潰されてしまうようなやり方では、結局、若い人の画期的なアイデアを実は潰してしまうというようなことはありがちだと思いますので、一般募集みたいな形のほうがおもしろいものが出てくると思いますし、ぜひそういうことも考えていただきたいなと思います。これについての答弁はいいです。

それで、いろいろと広告募集の要項だとか、注意点だとかというところをいろいろ調べますと、やはり内容についての共通の注意点などが見えてくるのです。例えば、掲載可能な広告の範囲だとか、広告内容についての責任などについての項がよく見えますが、小樽市の考えをお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

市の刊行物だとか、市のものに張りついている広告というのは、消費者の皆さんの立場から考えると、安全な広告なのだろうなど、そういうような思いで見られていると思いますので、そういう意味では広告を閲覧する消費者の保護を図るために、やはりその辺はきちっとしなければいけないのだと思います。

それで、例えば広報おたる、先ほどお話ししましたが、広報おたるにつきましては、昭和26年の発刊で、当時26年の発行のときから広告というのを、一部なくなった時期もありますけれども、とっているという、そういうような歴史もあるものですから、今、広報おたるには広告掲載要綱というのがあります。その中で、例えば公共性、品位を損なうおそれのあるものだとか、政治活動、宗教活動、そういうものの宣伝に係るものは除くだとか、そういう要は広告の掲載基準は設けております。

ただ、いろいろ広告を募集する中で、その事業ごとに要綱というのは今つくられているというような状況がありまして、恐らくこの広報おたるの広告掲載要綱というのを手本にしてつくっていただいていると思うのですが、若干項目が要綱によってバラバラな部分がありますので、そういう意味では、統一していかなければいけないかというようなことは考えております。

○佐々木委員

そうですね。今、最後にお話のあった部分ですけれども、広告募集について、やはり先ほどのように広告の担当課がそれぞれ違うというところから見ていきますと、要綱なども担当課ごとに今お話のあったようにつくられている。そこで、統一されている部分もあれば、また違う部分もあったりするということで、ほかの市の状況や何かを見ますと、やはりその掲載の要綱を1点に、一つに共通の部分をついて、統一したものをつくっている。それぞれ課がそれぞれの広告のところの細部を決めていくというようなふうにして統一している。そのほうが見るほうも使うほうもやりやすいというふうになると思うのです。

小樽市においても、今このバラバラになっているところを一つの例えば統括する部署を決める、そして、この要綱についても統一したものをつくるというふうにしたほうが効率的ではないかと思いますが、最後に答えをいただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

今、佐々木委員のおっしゃることは全くそのとおりだと思いますので、効率性を考えるだとか、あとは統一しないと、ある意味、業者にも、あそこはどうで、ここはどうだったという、そういうような混乱もありますので、それは整理して統一していきたい。

そしてあと、部署の統一ということなのですが、今、実態としては、広告を出していただく業者というのは、市内の業者なものですから、いろいろところで広告を募集することによって、広告の取り合いをするというような、そういう事態も一部生じていることもありますので、そういう意味では広告を戦略という意味では集約してやっていったほうがいいのかと思いますので、それは今後少し検討していきたいと思います。

○委員長

民主党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 54 分

再開 午後 4 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

新風小樽。

○中村（岩雄）委員

◎学力向上の取組について

教育委員会にお尋ねいたしますが、学力向上の取組について何点かお聞きします。

毎定例会、教育の質問もあるわけですが、その中で小樽の子供たちの学力・学習状況調査の結果につきまして、最近の状況について、特にこれまで長い歴史があって、北海道全体が全国の中でなかなか厳しい位置にあって、その中で、さらに小樽もなかなか難しいところに位置しているということで、ずっと長い間来ているかなと思うのですが、最近、改善の兆しが見えるようでありまして、そういう視点から、最近の状況について前回の調査と比較して、どのような改善が図られているのかということをお聞きしたいと思います。

またさらに、まだまだ課題もあると思うのです。その辺もあわせて簡単に御説明をいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

教科に関する調査についてですが、小学校は前回と比べて国語 A、国語 B、算数 B で全国の平均正答率との差が縮まり、国語 B と算数 B では全道の平均正答率を上回りました。中学校については、前回と比べて全ての教科で全国の平均正答率との差が縮まり、改善の兆しが見えてきておりますが、やはりまだ小・中学校ともに全国平均には届いていないことが課題となっております。

○中村（岩雄）委員

やはり改善の兆しというか、いい方向に出てきている、上がってきているかなということなのですが、全国水準まで比べるとまだ届かないということなのですが、その要因、原因をどのように教育委員会として分析されているのかなと、その辺を御説明いただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

各学校におかれましては、基礎・基本の定着ですとか、書くことなどの言語活動の充実など、やはり授業改善がまだ十分図られていないことですか、テレビやゲーム、インターネット等の時間が長く、家庭学習の時間が短いことなどの生活習慣が学力に影響していると考えております。

○中村（岩雄）委員

そういうのは、時間がかかるかもしれませんが、やはり一つずつクリアをしていかなければいけないと、改善をしていかなければいけないと思うのですが、それをクリアしていくためには、当然教育委員会だけではだめで、やはりいろいろな家庭の皆さん、それから教員方なども含めて、全体的にそういう意識を持って改善に取り組んでいかなければ、なかなかいい方向にはさらに上がっていかないだろうと思うのです。それらの課題を改善するために、今後どのように取り組んでいくのか、新しい動きなどありましたら、その辺も含めて御説明をお願いしたいと思います。

○（教育）指導室主幹

まず、各学校に対しては、授業改善のために校内研修がより一層充実するよう学校訪問等を通して指導・助言してまいりたいと考えております。

また、生活習慣の改善につきましては、児童・生徒や保護者からの意見を集約したインターネット等の利用に関

する小樽市のルールを 5 月をめどに公表して取り組むことで、望ましい生活習慣の確立を目指してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

さらにそういう具体化に向けて、やはり強力で押し進めていただきたいと思うのですが、そういういろいろな施策を押し進めるに当たりまして、やはりほかのいい事例も、これはもうぜひ参考にしながら、そういういいところを、小樽でもできそうなものを、やはり全てといってもなかなか難しいと思いますので、いいところをぜひ見て、小樽でこれは取り入れてやっていけそうだなと思うようなところがありましたら、ぜひ積極的にそういうものを取り入れていただきたいのです。

今、全国で秋田県が非常に目覚ましい成果を上げているという話なのですが、秋田県の取組についていろいろ既に調査なりして、参考にしているのではないかと思います。秋田県がそれだけ全国トップレベルまで引き上げるまでのいろいろなことがあったらと思うのですが、どういうポイントが参考になるのか、見てみますと、県を挙げてやはり強力で取り組んでいるなど。また、あそこには秋田大学があるわけですが、大学との連携も非常に有効にやっつけらっしゃるなど。なおかつ、県独自のいろいろな事業も施策もあわせてやっているし、また、国が、文部科学省がやはりかなり協力的にいろいろな事業を応援しているというふうに見られるのです。すぐさま小樽でそういったことをやるということもなかなか困難な部分もあるかと思うのですが、先ほど言いましたように、参考にできる部分はどんどん取り入れるということやっていただきたいのです。

それで、聞くところによりますと、その秋田県から、秋田大学で教育にかかわっている教授を小樽にお招きして、いろいろやっていると聞いているのですが、小樽で研修をされているということなのです。これは私、実は秋田県人会からいろいろ聞いておまして、いつか議会でもそれに触れてみたいなと思っていたのです。その研修の内容、いつごろから始められて来ていただいているのか、小樽にどうの方が来て指導されているのか、研修されているのか、その辺の内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

ただいまの件につきましては、平成25年度から市内の中学校を会場といたしまして、秋田大学の浦野教授をお招きし、中学校の公開授業や研究協議、浦野教授による講義を行っておりまして、27年度は6月9日向陽中学校、11月20日に望洋台中学校を会場として、市内の小・中学校の管理職及び教員が述べ128名参加いたしまして研修しております。

○中村（岩雄）委員

平成25年からなのですね。西陵中学校、それから菁園中学校、向陽中学校、望洋台中学校とやっつけらっしゃるのです。その講演を通じて、参加された学校関係者、教員方がどのようなことを学ばれたのか、その内容についてもう少し詳しく御説明いただければと思います。

○（教育）指導室主幹

浦野教授からは、例えば授業中の決まりや学校生活の決まりを全校で統一して取り組むことが大切であるということとか、例えば研究授業後の協議の方法として、全員が参加しやすいワークショップ型の校内研修の手法などを学んでおります。

○中村（岩雄）委員

ワークショップ。まだまだいろいろあると思うのですが、今、お話あったところが主なといいますか、研修のポイントになるわけですか。それ以外にまだありましたら、もう少し詳しくお聞かせください。

○（教育）指導室長

平成25年度から浦野教授に来ていただきまして、公開授業を通してやはりいろいろなことを学ばせていただいております。一つは、やはり秋田県の取組の紹介というのが一番大きかったのかというふうに思います。浦野教授は

秋田県がなぜ学力が高いのかということ具体的にはわかりやすく、また、家庭での取組だとか、それから授業の改善だとか、そういうことも含めて具体的にわかりやすく教員方に説明していただきまして、その中のやはりいいところを各学校で取り入れていくという雰囲気が醸成されてきているというのは感じております。

また、授業をつくるに当たって、教員方がいかに学校の中でチームとなって取り組んでいかなければいけないのかということも強調されてございまして、やはり一人一人が個々バラバラに取り組むのではなくて、学校全体として、組織としてどう学力向上に向けて取り組むのかと、そういうことが非常に講義や授業後の話合いの中で教員方からも出されて、また、浦野教授からも説明があつて、そういう点では非常に充実した研修会というふうになってございます。

○中村（岩雄）委員

教員方の立場からという形ですと非常に充実し、例えば生徒、子供たちの側からすると、参考にしたほうがいいだろうと思われるようなことがやはり内容の中にいろいろあつたのではないかと思いますのでけれども、それから家庭でのこと、それらの部分でのポイントももし御説明いただければあわせてお願いしたいと思います。

○（教育）指導室長

秋田県の取組の「学びの十か条」というのがございます。秋田県では、例えば「早ね早おき朝ごはんに家庭学習」という言葉があつたり、「学校の話題ではずむ一家団らん」とか「読書で拓く心と世界」というような家庭での決まり事といいますか、そういうものが十か条として浸透しているということがございます。

それから、家庭学習ノートというのを小学校低学年から、いわゆる自分で学習を見つけて、そして、ノートにその学習を書いていく、記していくと、そういうような取組が小学校低学年から進んでいると。それをまた保護者が毎日コメントをつける、また、教員方も毎日コメントをつける、そういうことで学習意欲を高める取組を行っている。それが県全体の取組として行っているというところが、非常に学力向上に結びついているということを浦野教授は説明してございましたので、そのような秋田県の取組といいますか、そういうものを具体的にわかりやすく教えていただいております。

○中村（岩雄）委員

そうですね。そういう具体的な、子供たちも当然、今お話しされたようなことは小樽でも取り入れて、できることだろうと思うのです。そういうところをぜひ、どんどんと普及をしてというか、広めていってほしいと思うのですが、その実施によって市内の学校に研修をされた学校、そこに集まった教員方はいいのですけれども、いい意味でのその波及効果といいますか、それが今、全市の市内の学校にどのように影響を与えていっているのかというようなことももしつかまえているようでしたら、説明していただきたい。

○（教育）指導室主幹

例えば、浦野教授を呼んで研修会の会場となった中学校が、例えば翌年、独自に公開研究会を開催するようになっております。例えば平成26年度で言いますと、西陵中学校と菁園中学校に浦野教授を呼んで研修会を開催しておりますが、今年度、西陵中学校も菁園中学校も独自に公開研究会を開催したりしております。

また、先ほど申し上げたような浦野教授から学んだワークショップ型の校内研修が市内の小・中学校においても行われるなど、その取組が広く広がっているというふうに感じております。

さらに、28年度につきましては、北山中学校と松ヶ枝中学校を会場として浦野教授を招いた研修会を開催し、これまでの取組をより広げてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひ、積極的にこれを進めていっていただきたいなと思います。結果として、具体的な数字として子供たちの学力が上がってきているというのがもう如実に出ていますので、それを全道平均レベルはもちろんですけれども、全国レベル、あるいはそのもっと上を目指して、これはもう情熱ですね。教育委員会も学校側も教員方も、

それから各家庭も市民を挙げてという感じで、大事な子供たちの学力向上に向けて、今後、取り組んでいただきたいと思うのですが、それ以外に次年度以降、予定されているような何か事業というのはございますでしょうか。紹介していただければありがたいのですが。

○（教育）指導室長

学力向上にかかわる次年度の取組につきまして、教育委員会としましては、これまで行ってまいりました例えば音読カップ、それから小樽こどもの詩コンクールだとか、それから樽っ子学校サポート事業など、学校や児童・生徒同士が切磋琢磨する取組を今後も継続していく。それとともに、小学校に配備されている実物投影機等を効果的に活用した指導方法の工夫・改善を通して、基礎学力の定着というものを図ってまいりたいと考えております。

また、標準学力調査を市内全ての小学校3年生、5年生、中学校2年生で実施しまして、よりきめ細かな学力の状況の把握に努めて、児童・生徒の一人一人に応じた指導の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

また、新たな取組として、手宮中央小学校と最上小学校、緑小学校に1名ずつ授業改善推進教員を配置しまして、その3名が授業改善推進チームとしてセットになって、1週間ごとに3校を巡回し、ティーム・ティーチング等による授業改善を行う授業改善推進チーム活用事業への参加を北海道教育委員会に、今、申請してございまして、これまで成果を上げております学校力向上に関する総合実践事業、その指定校の取組に加えて、この事業の取組の成果をほかの学校へ普及、浸透させることで、小樽市内全体の学力のレベルアップにつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

ぜひ、これは道教委とも、その辺はしっかりと連携をして、子供たちの学力向上に向けて頑張っていただきたい。応援したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎北海道横断自動車道余市－小樽間について

次に高速道路につきまして何点か質問します。

大分工事も進んできておりまして、市内のあちこち、特に私は塩谷に住んでいますので、すぐ近くに橋桁、橋梁などが、今、工事中の様子が目に見えるようになってきております。この余市－小樽間の高速道路の工事の進捗状況は、今、どの辺まで来ているのか説明していただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

余市－小樽間の工事の進捗状況についてですが、用地の取得率につきましては、本年の1月末現在で約95パーセントとなっております。

また、工事としましては、トンネルが市内に7本建設される予定ですが、そのうち3本が貫通しているというような状況でございます。

○中村（岩雄）委員

95パーセントまでですね、用地買収。残りの5パーセント、なかなか私の地域にもまだクリアできないでいるところがありますけれども、ぜひ強気に交渉して、何とかクリアして前に進んでいきたいと思うのです。予定では今まで平成30年度完成ということをお聞きをしておりますけれども、どうなのでしょう。先ほどの、未解決の部分もありますけれども、予定どおりいくのかどうか、この辺の見通しをお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

工事の進捗につきましては、当初平成30年度と言われておりましたが、現在は30年の年内に完成できるように取り組んでいると聞いてございます。

○中村（岩雄）委員

では、少し順調というか、早く完成する可能性があるということによろしいのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

順調に進んでいるということで聞いてございます。

○中村(岩雄)委員

ぜひ、ひとつ順調にいくように頑張ってください。今高速道路は、余市一小樽間で確かにやっていますが、当然どんどん後志のほうへ延びていくわけですね。それで、例えば倶知安まで延びていくと、それぐらいになりますと、余市一小樽間の完成した後も非常にその効果といいますか、やはりいろいろな意味でインバウンドなども考えても、整備効果がこれからどんどん上がっていくのだらうと思うのです。そういう中、昨日、国土交通省で倶知安一共和間の新規事業についての会議が開催されたと聞いておりますけれども、その辺について説明していただきたいのですが、今後の予定、その辺のわかる限りの中で御説明をお願いいたします。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

3月10日に国土交通省で事業評価部会が開催されまして、国土交通省のホームページに掲載されております会議の議事録によりますと、倶知安一共和間11.5キロメートルの「新規事業化は妥当である」との意見をいただいたとなっております。今後は国会で政府予算案の審議を経まして、倶知安一共和間の新規事業化の最終結論が出されることになってきます。

○中村(岩雄)委員

そうですね。そうやってどんどん先へ延びていくと。黒松内のほうへつながっていくのですね。ジャンクションのほうへつながっていくということで、新幹線もそうですけれども、こういった交通体系、これはもう人間の体で言うと血管のようなもので、太い血管、丈夫な血管がしっかり整備されると、つくられていくということは、やはり今後の国全体、もちろん地域もそうですけれども、国全体を考えると北海道全体を考えると非常に大切なことですので、ぜひ小樽市としても、この整備が順調にいきますように最大限の努力をしていただきたいと思います。

◎新幹線について

それで、今新幹線と言いましたけれども、次に新幹線について何点かお尋ねします。

今年3月26日に函館まで開業ということなのですが、その函館からの2次交通について、これまで北海道新幹線しりべし協働会議あるいは後志地域二次交通検討会議などで議論されてきたのだらうと思います。その結果、どのような事業を実施してきたのか、その辺について詳しくお聞かせください。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

今年度は、しりべし協働会議としまして、大きく五つの社会実験をしてございます。一つ目は都市間バスについてなのですが、函館一倶知安間の都市間バスの試験運行を実施してございます。二つ目につきましては、しりべし路線バスの旅という路線バスの周遊乗車券の試験販売を実施してございます。三つ目に関しましては、タクシーについてですが、しりべしリレー観光タクシーの試験運行というのをやってございます。また、交通ネットワーク連携強化事業ですとか、函館発後志周遊レンタカーモニター事業というものを実施してございます。

○中村(岩雄)委員

今の倶知安都市間高速バス、しりべし路線バス、それから、しりべしリレー観光タクシーですね。それから、交通ネットワーク連携強化、これは北海道総合政策部の実施事業でよろしいのですよね。それから、レンタカーのモニターというのは、これは後志総合振興局の所管になりますね。

それぞれの事業について、まず、どれぐらいの期間実施したのか、今、御説明がなかったのですけれども、それからその事業の概要、それぞれについてもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

一つ目の函館一倶知安間都市間高速バスの試験運行につきましては、平成27年9月5日から10月12日の土曜、日曜、祝日に事業を実施してございます。これにつきましては、函館と倶知安間の高速バスの運行となつてござい

まして、途中、道の駅のくろまつないですとか、道の駅のニセコビュープラザなどに停車をして運行してごさいます。

また、二つ目のしりべし路線バスの旅につきましては、27年9月19日から10月18日に実施してごさいまして、既存の路線バスを利用して、後志管内を周遊する観光客が割引などの特典を受けられるようにするとともに、アンケート調査に協力してくれた方にプレゼントをするといったものとなっております。

また、しりべしリレー観光タクシーの試験運行につきましては、27年9月19日から11月23日に実施してごさいまして、地域の魅力をハイヤーの事業者からPR、アピールしてもらって、既存のハイヤー事業者の連携による観光タクシーの試験運行を行ったものでごさいます。

また、交通ネットワーク連携強化事業につきましては、27年8月から3月までウェブページに新幹線の特設ページを開設したという事業となっております。

最後に、函館発後志周遊レンタカーモニター事業につきましては、27年9月5日から10月8日まで実施してごさいまして、函館市内の指定されたレンタカー会社に申し込みまして、後志管内のチェックポイントを4か所以上回って、管内の宿泊施設に宿泊してアンケートを実施したというような事業となっております。

○中村（岩雄）委員

その中で、しりべしリレー観光タクシーというのがあります。既存のハイヤー事業者が連携をしたと思うのですが、これは後志でも市町村にいろいろなタクシー会社があるのですけれども、それらが町村の協会をまたがって連携したということによろしいのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

これは町村をまたがって利用する場合がありますし、その区間で終結するのもあって、いろいろなケースを想定してごさいまして、それぞれの地域の境界をまたがっても連携するような、そのような連携体制を整えた事業となっております。

○中村（岩雄）委員

あるタクシーに乗って、あるところまで行ったら、そこからバトンタッチするというようなこともあり得るということなのですね。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

そのようなことで、バトンタッチしていくというような形になってごさいます。

○中村（岩雄）委員

今年度、この結果を受けて、次年度以降も同じような事業でいくと思っていてよろしいのですか。それともまた新たな何か計画みたいなものがあるのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

これは基本的には今年度平成27年度で終了する事業となっておりますけれども、来年度につきましては、現在、北海道後志総合振興局でレンタカーのモニター事業を実施する予定だと聞いてごさいます。

○中村（岩雄）委員

たしか例えば高速バスは、できれば小樽までというようなことで交渉していたのではないかと思いますけれども、そうしますと結果としてはそれは残念ながら実現はしなかったのですね。そういうことによろしいのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

こちらの事業は、小樽市としましては、ぜひ小樽まで実験としても来てくれるように要請したところだったので、実現がしなかったという結果となっております。

○中村（岩雄）委員

次に、新幹線の駅舎についてお尋ねします。

○中村（岩雄）委員

駅舎について、これは多額の工事費がかかっていくと思うのですが、小樽市の負担金について交付税措置とその起債充当率、これがどうなっているのか、御説明をお願いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

起債の充当率につきましては、市が負担する額の90パーセントとなってございまして、そのうち交付税措置は50パーセントとなっております。

○中村（岩雄）委員

これもその辺は、市としてもぜひクリアをしていかなければいけないのだろうと思うのです。今後、駅舎あるいはその周辺のことで、計画がまた時間の中で経過する中で変化していくこともあるのかと思うのですけれども、その辺はどうですか、今後の見通しとございますか。基本的にはこれでいくのだろうと思うのですが。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

計画につきましては、現在3か年で計画を策定してございますけれども、基本的にはこの中身で推進するような形を考えてございますが、将来、社会情勢等の大きな変化があった場合には、また見直し等はしていかなければならないと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それから、札幌一函館間の新幹線の工事で、やはりトンネルがかなり占めますので土砂が出てきます。その受入れがなかなか小樽にとっても難題だ、課題だと聞いております。この土砂の受入れ先がやはり決まらなければ、小樽部分の工事はどうしても遅れてしまうのではないのかと思うので、それが少し心配なのです。これはリミットといえますか、いつごろまでにはっきりさせなければいけないのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

受入れ先が決まらなければ工事はやはり遅れていくことになります。そのため、積極的に小樽市も土砂処分先の確保については協力してまいりたいと考えております。新幹線を建設する鉄道・運輸機構からは具体的な土砂の処分の期限は示されておきませんが、今後、鉄道・運輸機構が詳細な工事工程を検討する中で、工事区域ごとにその期限が示されてくるものだと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

では、最後の質問になりますけれども、今の土砂の件についても、ぜひ遅れないようにしっかり取り組んでいただきたいと。

それから、工事について駅舎以外に駅前広場だとか駐車場のことがあります。これらの規模などについて、今、まちづくり計画でいろいろ議論されていると聞いておりますが、まちづくり計画のこれまでの検討内容についてお知らせください。

これから、またさらにどのようなことを検討していく予定なのかについてもあわせて説明をお願いします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まちづくり計画につきましては、平成26年度から3か年で計画を策定する予定ですが、26年度は市民アンケート調査やワークショップの実施、現況調査などを行い、現況課題編を取りまとめております。27年度今年度は整備方針、土地利用計画、駅前広場などの整備計画を取りまとめている最中であり、28年度は27年度に引き続き駅前広場などの整備計画、また2次交通対策、ソフト対策などを取りまとめる予定となっております。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

市長、副市長が入室いたしますので、少々お待ちください。

(市長、副市長入室)

○委員長

それでは、公明党に移します。

○秋元委員

◎市長記者会見記録の訂正について

昨日我が党の斉藤陽一良委員が終始言っておりましたけれども、なぜ今定例会は市長がうそをつき続けるのかと、こういうことが不思議でならないのです。今回、何が問題なのか、これは森井市長が代表を務める森井ひであき後援会が発行した、いわゆる森井ひであき後援会通信で、私たち議員、議会のみならず、市民やマスコミをも事実無根の内容で誹謗中傷していることであります。さらには市政記者会見において、後援会通信について記者から質問された際、その通信の内容を何度も、読んでいるのかと聞かれ、読んでいたことを認めたにもかかわらず、議会でその通信の中身について追及されるや、一転して通信を読んでいないと言い張り、記者会見と議会の答弁の矛盾を指摘され、先ほど市長がみずから報告したとおり、市のホームページで公開しているその矛盾を訂正してほしいと小樽ジャーナルに申し入れ、断られました。みずからの発言を、事実をねじ曲げ、捏造することは絶対に許されません。

詳しくは後で質問しますが、まずは、先ほど報告いただいた小樽ジャーナルからの回答について市長はあっさりと言っておりましたけれども、あのぐらいの訂正をしてほしいと、いや、だめですと、そのようなものだったのか、それとももう少し何か言われたのか、どういう回答が小樽ジャーナルからあったのかお聞かせいただけますか。

○（総務）広報広聴課長

小樽ジャーナルの山田社主から文書で回答を得ておりますので、読み上げます。

「事実を積み重ね真実を伝えるのがジャーナリズムの本分であり、今回の森井市長の虚偽の話への訂正を承諾することは、ジャーナリズム自体の存在を否定することになり、決してあり得ないのは自明の理である。森井市長は、議会議論にもあったとおり、本会議の虚偽発言こそを訂正し陳謝すべきであり、記者会見録を変えることは断じて許されることではない。よって、森井市長の要請を受け入れるわけにはいかない」となっております。

○秋元委員

市長、なぜ小樽ジャーナルから言われたそのことを正確に発言されないのですか。先ほどは、本当に簡単に承諾されなかったと、そのぐらいでしたけれども、今、広報広聴課長に聞いたら、ジャーナリズム、そういうものにも踏み込んだ回答だったではないですか。なぜ正確に答弁しないのですか。

○市長

私は昨日、委員会の中で確認をして、その答えについて報告をいたしますということでお話をさせていただいたので、その報告をさせていただいたところでございます。何もそれについての他意があるわけでもなく、報告をということだったので、そのように報告をお伝えしただけでございます。

○秋元委員

だから、市長は誠意がないというのですよ。

次に移ります。その後、小樽ジャーナルからは承諾できないということでしたけれども、記者クラブへの対応は今後どうされるのか、当事者の小樽ジャーナルが断っているわけですが、記者クラブにはどのような文書で対応するつもりなのか。

○委員長

誰でしょう。

(発言する者あり)

どちらですか。

(「私が言っているのかな。記者、広報広聴課長」と呼ぶ者あり)

(「そんな難しいこと言っていないのですよ。」と呼ぶ者あり)

○市長

これも先ほど報告させていただいたように、市政記者クラブに対しては、文書により訂正の依頼をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○秋元委員

でも、当事者の小樽ジャーナルが断っているのではないですか。それを出しても断られるだけですよ。当事者の小樽ジャーナルに断られているのですから。それでも、まだ訂正してほしい依頼するのですか。

○市長

ですから、先ほどお話をさせていただいたとおり、訂正の依頼をさせていただこうと思っております。

○秋元委員

受け入れられないとは思いますが、それで、昨日、安齋委員のホームページは公文書であるという質問を聞いていたと思います。ホームページは公文書だということですが、公文書を捏造、改ざんするということは、コンプライアンス上、これは問題はないのですか。どうなのですか。

○総務部次長

訂正するときには、しかるべき処置というのですか、決裁なりをとってするような形にはなると思います。

○秋元委員

訂正の中身が事実と違うことは改ざんというのですよね。捏造というのですよ。事実ではないのですから。言っていないことを言ったように書き直すということですよ。それは認められるのですかということなのではないですか、どうですか。

○総務部長

それを修正することが正しいということが判定されれば、もちろんそのような手続をとりますけれども、それが事実と照らして正しいかどうかということ判断すること自体は非常に難しい部分を伴いますので……

(「難しい……」と呼ぶ者あり)

今ここでは単純にそれで市長が言ったような方向で行くかどうかということについては、判断ができないというふうに思っております。

○副市長

本人が錯誤だという自覚を持って錯誤と発言を公の場で発言しておりますので、それが真実というふうに私どもは受け止めたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

○秋元委員

いや、違うのですよ。市のホームページにも活字として載っていますし、小樽ジャーナルの動画もあるのです。これが事実なのですよ。これをもって真実だと、真実だと本人が言っているから、それを変えるなんていうことは許されるのですか。公文書ですよ。これは、誰が判断するのですか。こういうことをやってもいいと誰が判断するのですか。

○副市長

本人の申立てにより、本人はそのようなつもりで話したのではないということで、事実はこのことだということで申しておりますので、本人の申立てにより事実ということで、私どもとすれば訂正せざるを得ないというふ

うに考えております。

(発言する者あり)

○市長

判断ということに対しての答弁になるかはどうかはわかりませんが、責任は私自身にあります。

(発言する者あり)

○秋元委員

では、公文書を改ざんしてホームページに載せましたと。例えばホームページでなくてもいいです。公文書を改ざんしましたと。それは本当にそのようなことで許されるのですか。

(「トップだもん、トップ」と呼ぶ者あり)

市長がいいと言ったからいいのだからというふうなことなのですか。

(「独裁だよ」と呼ぶ者あり)

これは総務省とかに聞いたほうがいいのではないですか。公文書を事実と違う内容に改ざんしても問題ないですと総務省が言うのですか。これは確認したほうがいいのではないですか。そのような勝手なことはできるのですか。公文書ですよ。

○副市長

誤りがあれば、どのような事態でも早めに正すというのが本務だというふうに考えております。

(発言する者あり)

○秋元委員

誤りというか、先ほど来何回も言っていますけれども、事実と違うことなのですよ。ましてや削除してほしい、訂正してほしいところを、その当事者の小樽ジャーナルの記者の方が、承諾しないと言っているのではないですか。それは小樽ジャーナルの動画を見たって、明らかに市長は小樽ジャーナルとそういうやりとりしているのですよ。では、それを勝手に変えることは問題ないのですね。そういうことで本当にいいのですね。後から問題があったときには、市長が責任をとるのですね。

○(総務) 広報広聴課長

今の小樽ジャーナルの発言の文章につきましては、小樽ジャーナルから変えることに承諾をしないということでありますので、ここについては変えることはできないと思います。それで、質疑応答の中でちぐはぐが起きますので、それにつきましては、ホームページの中で理由を説明すると、そういう対応になろうかと思います。

○秋元委員

そこまでして、うそをつき通さなければならないのですね。いや、わかりました。

◎森井ひであき後援会通信について

では、次に移ります。まず、なぜ今回このような無意味な対立が起こるような後援会通信の発行を認めたのか、市長の考えを聞かせてください。

○市長

私が認めるとか認めないとかというものではないというふうに思っております。

○秋元委員

市長は、後援会の代表なのです。政治家としてあるまじき発言だと思いますけれども、次に行きます。

市長は、ほかの議員の方には後援会通信の中身には答えないとっておきながら、その都度答えているのですけれども、これもまた安齋議員の質問でたくさんの市民の声だというふうに言っていましたよね。この後援会通信の中身はたくさんの方の声だというふうに理解していると。その根拠は何なのですか。

○市長

私は、たくさんの市民の声とは言っておりません。市民の声の一つと表現させていただいております。

○秋元委員

それでは、私……、笑わなくていいですよ、市長。私、真面目に話ししているのですから。後援会の幹事長に聞いてください。2月17日に森井ひであき後援会の幹事長に電話をして話したのです。そのとき、この通信の真意を確認したい旨話したのですけれども、そのとき幹事長の方が何と言ったかといったら、そこまでみんな考えてつくっていないと言ったのです。これは事実ですよ。それをなぜ、たくさんの方の声だと言えるのですか。

○市長

御本人に聞いていただければと思います。

(「いやいや」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

あなたが市民の声だと言ったのですよね。でも、書いた方、つくった方々はそこまで考えてつくっていないと言っているのですよ。言ってください。

○市長

申しわけないですが、私は、直接その話を耳にしておりませんので、答えようがありません。

○秋元委員

つくった方がそのように言われているのですけれども、市長が思い込みでそう思っているのならいいです。

昨日の鈴木委員の質問の中で、後援会通信の内容を認めるか認めないかの質問に、それは判断するのに内容の精査をしなければならないというふうに答弁していましたよね。内容が事実と照らして正しいとか違うとかを確認、精査しないで発行を認めたのですか。市長は認めていないようなことを言っていましたけれども、発行するときにはそういう話、聞いていたのですよね。

○市長

大枠は聞いていたというふうにお話をしておりました。

○秋元委員

そういう話になるのですかね。だから、その辺の精査もされていないのですよね。先ほど言いましたけれども、この中身はひどいですよ。私たち議会とか議員だけではなく、市民の方まで批判しているではないですか。市長は、言っていることがオール小樽とかと言っておきながら、要するに自分の支持者でない人たちのことを平気で批判するのはですよ、裏で。何でそういうことをするのですか。市長はかかわっていないと言っても、実際そう書かれていますよね。普通、私だったら、すぐに回収するなり、発行をすぐやめさせますよ。でも、あなたは認めているのですよね、今でも。これはなぜなのですか。

○市長

先ほども答弁させていただきましたけれども、後援会で自発的に発行いただいたものなので、私が認めるとか認めないとか、そういう判断ができるようなものではございません。

○秋元委員

責任のない方なのですね、あなたは政治家なのですから。テレビでは、国会議員とかが後援会や秘書の問題で話をしています。政治家はやはりそういうものだと思いますよ。あなたは知らぬ存ぜぬで何でも逃げ切ろうとしていますけれども、それでは通用しないのです。

市長はオール小樽と言っていましたけれども、なぜその中身で批判されていることを見ていて、今も見ているはずですよ。問題だと思いませんか。こんなふうに市民の方を批判して問題だと思わないのですか。

○市長

恐縮ですが、どの点について批判をしたというのかわからないので、答えようがありません。

○秋元委員

全部ですよ。中身全部、市民を批判している内容ではないですか。見たのですよね。今も見ているではないですか。批判しているではないですか。どうですか。

○市長

恐縮ですが、読んでいても市民を批判したというふうには思っておりません。

○秋元委員

では、経済界の方ですとか、市の職員ですとか、市議会議員ですとか、マスコミの方ですとか、これは市民ではないのですね。

○市長

昨日の安齋委員ともやりとりをさせていただいたときにもお話をしましたけれども、そのように見られているというところもあるのかなというふうには思っております。

○秋元委員

いやいや、そうではなくて、市長がそれを見て問題だと思わないのですかということです。今はもう中身を見ているわけですから。

(「問題……」と呼ぶ者あり)

問題だと思わないですか。これだけ市民のことを批判しておいて、問題だと思わないですか。

○市長

そのように市民とくくられるのがよくわかりませんが、私も含めて政治家でございますので、さまざまな御意見というのは市民の皆様にとっておありだというふうに思いますから、そのうちの一つの意見だというふうに思っております。

○秋元委員

中に書かれていることは、みんな市民ではないですか。市民のことを書いているのですよ。ほかの市のことを書いているのではないのですよ。その人たちのことをこうやって裏で批判しておいて、オール小樽で頑張りますなんて、そのようなことは言えるのですか。きちんと教えてください。

○市長

私は表も裏も何も、議会の中でお話をさせていただいている気持ちだということでございます。

○秋元委員

議会の中で話しているといったら、うそばかりではないですか。うそばかりついているではないですか。市長就任以来、文言の訂正や削除が何回あったのですか。これについてどう思うのですか。その都度毎回、言葉には気をつけます、言葉には気をつけます、御指摘いただければ気をつけますと言っているのではないですか。でも、毎回変わっていないですよ。何で変わらないのですか。

○市長

私も就任させていただき、未熟なところがあるというのは当初から皆様にお話をさせていただいているところでございます。皆様からも鍛えていただきながら、そういうことがないようにと常日ごろ心がけているところでありましてけれども、残念ながらまだ御指摘のような部分があるのかなというふうに思っております。私も若さとか、まだなってからということには理由にはしたくないというふうには思っておりますけれども、このお役目をしっかり全うしていくためにも、皆様からも鍛えていただきながら、時には見守っていただき、時には叱咤激励いただいて、私がそういうミスというか、失敗のないように成長させていただけるよう、皆様からもお力浴えをいただけたら大

変うれしく思います。

○秋元委員

私は、市長が若いとか、経験が浅いとか、不足だとか、そのようなことは一切思っておりません。市長が問題なのは、うそをつくことなのです。だから、議論が進まないのです。毎回毎回議会の中でうそをついて、文言修正、文言訂正しているのではないですか。市長就任以来、毎定例会で文言削除、訂正、昨年の第 4 回定例会では主語のつけ加えなどがあったのです。昨年の第 2 回定例会では、職員の人事について山田元市長から、議会でうそをついてはだめだと言われているのですよ。

(発言する者あり)

言われているのですよ。

(「そんなことないな」と呼ぶ者あり)

第 3 回定例会、第 4 回定例会では反省を求める動議も可決されたではないですか。市長答弁をめぐって議会が毎回混乱するのですよ。会期を延長するのですよ。そのたびに市長は言葉には気をつけるなどと言っていますが、今回は記者会見の市長の発言の削除をすると、訂正すると言いますけれども、その影響を考えたことありますか。今回の問題でどういう影響があるのか、考えていますか。

○市長

常々考えておりますし、常々意識をしているところでございます。

○秋元委員

今回のことでどういう影響があると思いますか。

○市長

今、この場において具体的な影響をはかるもの等はないですけれども、マスコミ等に取り上げられていて、市民の皆様にもそのような状況だということを知っていただいているような状況ですから、大きな影響ではないかなとは思っております。

○秋元委員

そういう事実が広がる、知れるということではなくて、市長がこういうその答弁をすることによって、マスコミに取り上げられていることによって、どういう影響があるかということを知っているのです。市民が知るとか、そのようなことではないのですよ。そのようなことしか考えていないのですか。

○市長

私はうそをついているわけではありませぬので、何かしらの錯誤があつてということで、皆様にお話をさせていただいているところでございます。

○委員長

今、秋元委員は、何かしらの具体的な影響は発生しないのかということを知りたいと質問したと委員長としては理解しております。市長の今の答弁は、その影響について、こういう影響がある。例えば市長としての信用の度合いが劣化する、低下するだとか、いろいろあるのだろうと思いますけれども、そういう答弁ではなかったと思います。秋元委員、そういうことですね。

○秋元委員

はい。

○委員長

具体的にどのような影響があるかということでございますので、その点について想定され得ない、今の自分の頭の中にはないというのであれば、そのような答弁をお願いしたいと思います。

○市長

今の濱本委員長のお話からお言葉をいただくならば、そこまでのことまで私としては思いついていないところがございます。

○秋元委員

市長、小樽市の市長なのですよ。自分の行動や発言がどういう影響を及ぼすかというのは、常日ごろ考えなければならぬのではないですか。このことで、市長、一番誰が損するかといたら、市民なのです。なぜだかわかりますか。わからないでしょうから言いますけれども、市長は、例えば企業誘致ですとか、道や国と折衝、交渉、陳情などをするので。そのときに、そこで会って市長と話をする人は、たぶん面と向かって市長にそのようなことを言わないでしょうけれども、この人と話していても後で言葉を翻すのだと思うのです。そういうことを考えないですか。

○市長

先ほども言いましたけれども、私はうそをついているわけではないので、そのような影響はないと思っております。

○秋元委員

市長がそういうふうに言っているだけで、私たちも周りの人たちもそう思っていないです。今は便利になりました、こういうUstreamという放送でたくさんの方がここに来なくても見られるわけです。知っていますか。道庁の方とか札幌市役所の方とか、ほかの議員の人たちがこの放送を見ているのです。市長がそうやって一人で勝手に思っている、この影響は大きいです。私もいろいろところで議員や札幌市の職員、道庁の職員の方とお会いする機会がありますけれども、小樽市は大変だねと言われるのです。私だけではないですよ。これは市長が想像していないだけで、その影響は大きいのです。そういうことを考えないですか。全くそういうところに考えが及ばないですか。

○市長

先ほども答弁いたしましたけれども、私は秋元委員とは観点は違いますが、影響は大きいというふうには思っております。

○秋元委員

影響は大きいと、その原因をつくっているのは自分自身だというのがわからないのですか。市長がいくら私ほうそついでいませんと申したって、事実、もう例えばインターネットとかで配信されているものをとめることはできません。市長が言ったことも全部インターネットで配信されているのですから、誰が聞いたって、うそだとわかるのです。市長、失礼ですけれども、何か持病はお持ちですか。

(「持病。そういうのを聞いていいということですか、委員会で」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、それは。

○秋元委員

私は市長の体を心配して言うのですが、例えば記憶に障害があったりですとか、持病で、例えば突発的にその記憶がなくなるとかという病気であれば、それはなるほどなど思うかもしれませんが、持病もないのに、記者会見で話しているところも、いきなりそこで何を言ったかわからないとか、錯誤があったなんて言い出したら、人と話なんてできませんよ、市長。市長の周りにはこういう方はいらっしゃるのですか。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

酒井隆裕委員。

○酒井（隆裕）委員

ただいまの秋元委員の発言については、病気を持たれている方にいたずらに偏見を持たせる発言だと思いますので……

（「違います、そんなこと言っているのではないのです」と呼ぶ者あり）

その辺についてはしっかりと委員長からも整理していただきたいと思います。

（「そんなこと言っているのではないです」と呼ぶ者あり）

○委員長

秋元委員に申し上げます。質問をしていく中で、たぶん錯誤という言葉が市長がお使いになりましたと。その錯誤の、ある意味なぜ発生したのかと、その要因として病気があるのではないですかという、たぶんそういう思いで言ったのだらうと思います。単なる思い違いという言葉ではなくて、錯誤という言葉を使った。錯誤がある場合の原因はいろいろあるのしょうけれども、その中の要因の一つとして病気ということを使ったのだらうというふうに私は思っている。ただし……

（「誹謗するような中身ではないです」と呼ぶ者あり）

ただし、やはり今、議事進行の中で酒井隆裕委員がおっしゃったように、やみくもにたぶん例示として使うのは、あまりふさわしくないだらうと思います。例えば一般論でということであればよくわかりますけれども、市長を名指ししてということであれば、できればもう少しその辺の表現については、今後気をつけていただきたいと思いますが、いかがですか。

○秋元委員

わかりました。申しわけありません。次回から気をつけたいと思います。

それで、市長がいくら錯誤があつてなどと言つたつて、もう既にいろいろな官庁の方や議員の方がその中身を見て、森井市長はどういう人かというのはもう広がっているのです。そういう人たちと、市長が北海道とか国に行って陳情なり交渉なりする機会があると思いますよ。でも、こういうことを繰り返していると、誰も信用して小樽市の市長と話ししようなんて思わないのですよ。社会というのはそういうものです。そう思われませんか。

○市長

ですから、先ほどもお話をしましたけれども、皆様からもさまざまな御指摘をいただきながら、私もこれからも成長できるよう努力をしていきたい、このように考えております。

○秋元委員

それが答弁だと言われたら困るのですけれども、伺いたいのですけれども、市長、私たちは論点をすり替えて、市長に反対のための反対をしているというふうに思ったことはあるでしょうか。もしあると思ったら、素直に正直に言ってください。

○委員長

秋元委員、それは今までの本会議並びに委員会の質疑において、我々議員が論点をすり替えて反対のための反対をしたという実例というか、自分の認識が今までの経てきた議会の中でありますかという、そういう質問ですか。はい。ということです。

○市長

どのような例えでおっしゃられているのかわからないので、論点をすり替えられた……、何かこれで当てはまってこれだなとかというのが思いつくところではないです。

○秋元委員

それで、例えば昨年の総合除雪の入札で、入札が2度不調になりましたけれども、何らかの圧力があつて入札が不調になった、このようには思っていますか。

○市長

それについては、後援会通信で書かれていたことを御指摘されているのだと思いますけれども、私自身は現在、事実確認はとれておりませんので、前にもお話ししましたが、これが一つの市民の意見だというふうなことで受け止めているというのはもう既に答弁をしたとおりですが、そのことについて必要であれば調査しなければなりませんし、そのこともいろいろと踏まえなければならないのかなというふうには思っております。

○秋元委員

その必要な調査というのは、どういう調査を、いつ必要と判断されるのですか。

○市長

現在、私自身の考えの中で具体的に今詳しくこういうふうにするという考えは思い立っているわけではありませぬけれども、もしその圧力ということが事実だとするならば、やはり入札に対しての妨害という可能性も出てきますので、それがきちんと調べがついて、それが明らかになるのであれば、何かしらのことを考えなければならないのかなと思います。

○秋元委員

そういう面なのですね。私は逆の面だったのですけれども、圧力があるのかなのかと書かれていますから、そういう調査が、事実としてあったのかどうかという調査をするのかと思ったら、違うのですね。圧力が働いたということがあれば、それは問題だから調査しなければならないということなのですね。

でも、要するに、圧力があつたかなかつたかというのは、これは主観的な内容で森井市長の後援会の通信に書かれていたことではあるけれども、圧力があつたと書かれていますので、では、これもはっきりしない内容だということなのですね。

○市長

私の認識としては、何もまだはつきりはしておりません。

○秋元委員

それで、そろそろ最後にしますけれども、今回、市長が自分の発言、また、職員の発言、また、さらにはマスコミの記者の発言に対して捏造を行うということは、私は言論統制につながっていくのではないかと、そういう心配をしております。市長はそのようなつもりはないよと、そのような考えはないのだということなのではあるけれども、事実のないことを、話していないことを話したようにすることは問題ないというふうに市長は言っています。錯誤があつたとしても、事実と違うことを押し通そうとするということは、問題ないというふうに思いますか。

○市長

私は、問題があるかないかというお話をしたわけではありませんけれども、やはり錯誤があつたことは事実としてありますから、そういう視点においては、もう当然に間違いでありましたので、問題だというふうには思っておりますが、秋元委員がおっしゃるその問題と同じ目線でお話をできているのかというのは、私自身は今認識はできません。

○秋元委員

問題の発端は、最初にも言いましたけれども、これは森井市長の選挙宣伝なのです。プロパガンダなのです。その中で、反対勢力を批判したのです。あげくの果てにマスコミまで批判して、その言論を捏造しようとしている。今回、ホームページの中身を小樽ジャーナルの発言を変えようと、そういう試みを今日されましたよね。小樽ジャーナルの発言を今日変えようとしたのではないですか。

(「変えようと……」と呼ぶ者あり)

訂正をしようとしたのではないですか。

(「うん、訂正」と呼ぶ者あり)

変えようとしているのですよ、訂正というのは。これは要するに小樽ジャーナルが……

(発言する者あり)

笑い事ではないのです。小樽ジャーナルが話していないことをこのように変えてもいいのですかという話だったのですよね。これは結局、言論を捏造することになるのですよ。そう思わないですか。

○市長

小樽ジャーナルは、先日の広報広聴課長と同じですけども、私の言葉を受けてそう話されたので、小樽ジャーナルに非があるわけではありませんし、小樽ジャーナルの発言が間違いですと言っているわけではありません。あくまで私の発言に錯誤があって訂正をさせていただきたいと、それに合わせて発言をさせた山田社主に対しても、恐縮ですが訂正をさせてほしいという申入れをさせていただいたということなので、今の秋元委員の視点とは私は違うというふうに思っております。

○秋元委員

広報広聴課長に伺いますけれども、小樽ジャーナルの「森井さんが読んで、わかっていると言っているんだから」というところをどういうふうに変えようとしたのでしょうか。

(「変えようとしてないですね、まだ」と呼ぶ者あり)

○(総務) 広報広聴課長

昨日の委員会の中でも読んでいるという言葉については概略を聞いたと、そういう言葉に置きかえているので、小樽ジャーナルは「森井さんが読んで、わかっていると言っているんだから」という言葉になっていますので、「読んで」というところを「概略を聞いて」というふうに置きかえたいということです。

○秋元委員

「概略を聞いて」とは、小樽ジャーナルが言っていない言葉ですよ。言っていないのですよね。

(「だから、だから」と呼ぶ者あり)

(笑声)

言っていないのですよね。いや、どうなのですか。言っていないのですよね。

○市長

繰り返して恐縮ですけども、あくまで私がそのときに錯誤してそういう表現をしましたから、その表現を受けて山田社主がお話しされたので、山田社主はもちろんここに書かれているようにおっしゃったのです。でも、私に錯誤があったので、そういうふうな状況だったので、訂正をさせていただきたいというお話をしたということでございます。

(「そういうふうに概略を聞いたと言っていないですよと聞いているんです」と呼ぶ者あり)

だから、言っておりません。

○秋元委員

これは事実ではないことをここに書こうとしているわけではないのですか。これは訂正とは言わないですよ。言っていないことを言ったように書こうとしているのですから。違うのですか。副市長、どうなのですか。言っていないことを言ったと書くことは、捏造というのではないのですか。改ざんというのではないのですか。違うのですか。

○副市長

言ったことの訂正を、言ったという本人がそのように申し上げましたけれども、その言った言葉に誤りがありましたので、訂正をいただきたいと、このように言っているということございまして、確かに言っていないけれども、その言った言葉に誤りがありましたので、訂正をお願いしますというふうに申し入れたということございまして、誤りをただすのはできるだけ早いほうがいいなというふうには感じております。

○秋元委員

では、副市長に伺いますけれども、元教育長でしたから、こういうことは私は非常に教育上よくないと思いますし、このようなことはあり得ますか。私、生きてきて、このようなことは初めてですよ。言っていないことを言ったように書き直すなんていうことは私は聞いたことないです。それが本当に修正、訂正なんていうかわいいなのですか。改ざんとはどういうことか知っていますか。事実ではないことを書くことではないですか。捏造だつてそうです。本当に起きていないことを起きたかのように書いたり、言っていないことを言ったように書くということが捏造なのです。まさしく日本語ではそういうことです。いくら言葉を繕ったつて、事実として言っていないことを書こうとしているのではないですか。こういうことをするのは正常ですか。副市長、どうですか。

○副市長

何度も申し上げておりますけれども、人には誤りというのが必ずあります。本人がそのように言ったつもりでも、そのようでないように言うこともありますし、また、私も一度、教育長時代に小樽ジャーナルの問題で追及されたことがありますして、私が口頭で言った言葉を文字にされると私の本来の趣旨と違うように書かれてしまう、そういうこともございますので、その点については訂正をさせていただくということで申し上げましたし、今回も本人はそのようなつもりで考えていなかったことが、結果として言葉に出たときには自分の意思と反する言葉が出てしまったということでございましょうから、それは大変申しわけないですけれども、御訂正いただきたいと、そういうことでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○秋元委員

活字にすると副市長は言われましたけれども、活字だけではないのではないですか。動画もあるのです。だから、いくら理由をつけて繕おうといったつて、これは違うことを書こうとしているのですねと、そのとおりはなひですか。このようなことが本当に行われていっているのですか。私は信じられない。昨日、斉藤委員も怒りましたけれども、私も信じられないですよ、このようなことが当たり前になるなんて。こういうことから言論統制が始まるのですよ、市長。最初は誰も言論統制しようなんて思っていないのです。でも、市長は自分の話したことを正当化させるために、訂正してもらったり削除してもらったり、ましてや今回は記者の方が言っていないことを言ったようにしようとしているのではないですか。いや、おかしくないですつて。笑っていますけれども、大変な問題ですよ。そう思わないことが私は信じられない。

それで、そのよううそをつく人がどうやって議員に政策議論をしようと言うのですか。話したこともどこまで本当なのかわからない。次の日になったら、前の日に話したことの、この主語はこうです、この言葉は訂正しますなんて言われたら、議論なんてできますか。だから、昨年第 2 回定例会で山田勝磨元市長が議会でうそを言つてはだめだというのはそういうことなのです。全くわかっていないですね。

では、言論統制につながっていかないという、そういう確信があるのであれば、今回の事実を照らして、根拠を示してください。

(「何の話ですか、どういうことですか」と呼ぶ者あり)

どういうことだつて、そういうことですよ。言っていることがわからないのですかね。

(「根拠というのは何の根拠」と呼ぶ者あり)

(「自分の真実を話すことが」と呼ぶ者あり)

(「大事だつてことが言いたいのですか」と呼ぶ者あり)

私、日本人なのですけどね。

○市長

今の御質問の意図がつかみ切れていないところでもありますけれども、何度も繰り返して恐縮ですが、私自身のそのときにおける記憶の錯誤が何かあったのだと思ひますので、それについて誤りを認めて訂正をお願いしたいとい

うことでお話をしているところでございます。今でこれが答弁になっているかどうか私もわかりませんが、そういう状況でお話をしているところでございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

酒井隆行委員。

○酒井(隆行)委員

ずっとやりとりを聞いていましたが、なかなか今、市長も答弁について、これが答弁になっているかどうかという言葉もありました。答弁になっていないというふうに聞いているほうも思いますし、先ほど秋元委員からいろいろお言葉がありました。とても重要なことだと思いますので、もう時間もないということなのですが、この件についてはやはりきちんと多少の時間をとって議事録を精査して、整理したほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

ただいまの議事進行について申し上げます。

委員長としては、秋元委員の議論の出発点、それから市長の議論の出発点にそこがあります。秋元委員は、記者会見での市長の発言そのものが真実だということを前提に質問をしています。市長は昨日突然、錯誤を理由に、あの記者会見での話は錯誤であったと、訂正をしたいということです。ですから、その事実認定が根本的にずれているわけです。その上での議論です。ですから、その部分では市長は錯誤であったと。だから、記者会見の内容は事実ではなくて、私の錯誤だったと。ただ、惜しむらくは、残念ながら、私の感想とすれば、なぜそこに錯誤が発生したのかという答弁はあまりありませんでした。これは残念なことです。ですから、もともとの出発点が違うので、議事録を精査する、発言をうんぬんということには当てはまらないと思います。

それから、もう一つ申し上げますが、質問時間が過ぎています。先ほどの予算特別委員会の理事会での協議事項の中で、明日は所管が建設と厚生ですけれども、必要があれば今日の市長の冒頭の報告について質問しても構わないということ合意しましたし、明日も協議しましょうということをおっしゃっています。ですから、もし公明党の秋元委員並びに公明党の会派が今のやりとりの中で満足がいけないということであれば、明日も引き続き議論するということは可能であると考えています。ですから、今の酒井隆行委員の議事進行については受け入れることはできないということです。

秋元委員については時間は過ぎていきますので……

(「まだ質問したことに答えていないですから」と呼ぶ者あり)

それは何でしたか、最後は。

(「根拠」と呼ぶ者あり)

もう一度最後の質問をお願いします。できる限り明快に、わかりやすい質問をお願いします。

○秋元委員

私は、例示をして市長が今回行ったことは言論統制になるのではないかと言ったのです。

(「うん、言いましたね。はい、それは聞きました」と呼ぶ者あり)

言論統制ではないというのであれば、今回の一連の問題の事実を照らして、根拠を示して、言論統制ではないよということを示してください。私はそう思っているとか、そう思っていないということではないのです。事実がきちんとあるわけですから、それに照らして根拠を示して言論統制ではないのだと、そういうふうにご答弁してください。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、何かしらの錯誤で私が誤った言葉をお話しして、そのようなことを訂正し

てほしいと言っているだけです。言論統制とは全く関係ないと思っております。

○秋元委員

いやいや、全然違いますよ。要するに、私は言論統制の言論の捏造という話をしたのです。記者の方が言っていないことを言ったことにして、そういう修正をしようとしているのですよね。

(「市長の言葉じゃない」と呼ぶ者あり)

だって、言っていないことを違う言葉に置きかえるという話でしょう。

○委員長

秋元委員に申し上げますが、秋元委員は記者会見での市長の発言が事実ということを前提に、今ずっとお話をされてきています。真実だということを前提にお話をされています。

○秋元委員

そうでもないのですよ。そうではなくて、市長が今やろうとしていることは、マスコミの記者の方が言った言葉を違う言葉に置きかえるということです。小樽ジャーナルの方が言った言葉ではないのではないですか。違う言葉に変えようとしているのですよね。

○委員長

どうも最後の最後に言っている質問の趣旨と受止め方に少し差異があると思います。どうも……

○秋元委員

聞いてください。小樽ジャーナルの記者の方は、「森井さんが読んで」と言っているのです。その「読んで」を「森井さんが概略を聞いて」というふうに変えるということですよ。

○(総務) 広報広聴課長

まず、そのくだりは、小樽ジャーナルが変えることは認めないということなので、ホームページ上では変えることはありません。

(笑声)

○秋元委員

違うのです。おかしくないですって、市長。それを換えようとするのが問題だと言っているのです。変えてしまったら、もう捏造なのです。変えようとしていることが問題だと言っているのです。変えてしまったら、もう言論の捏造なのです。今回は認めないと言ったから変えられないわけですよ。変えようとしていることが問題だと言っているわけです。捏造しようとしているのではないですか。そうではないですか。

○市長

勘違いされていると言ったらおかしいかもしれませんが、あくまで訂正をするのは私の言葉でございます。小樽ジャーナルは私の言葉を受けてそのときにその発言をされていたので、私はそういう発言を、何かしらの勘違いをしたということでありましたので、私自身が発言の訂正をして、それを受けてのお話だったので、恐縮ですが、それを訂正していただければというお話を申し上げただけの話であって、山田社主自身がみずからの意思で発した言葉を私の考えで変えるということとは違います。しかも今回、山田社主に対してはそのお話もさせていただき、結果的に御本人は認められないということだったので、恐縮ですが、私自身の錯誤についての訂正だけさせていただき、また、それらについてのほかのことにおいて、山田社主のお話も含めて、文章上で違いとかそごが出かねないので、それを何かしら具体的な形で訂正を考えていきたいというふうに思っていて、それを最初に報告させていただいたところでございます。

○秋元委員

全然違うのですけれども。市長の言葉を変えるのはいいのです。それは公文書の改ざんになるのでしょうか。なるのですよ。ところが、先ほど市長はおもしろいことを言いましたけれども、小樽ジャーナルは自分の意思ではなく

て話したと言いましたよね。市長が言った言葉を受けて話していると。だから、自分の意思ではないのだということなのですよね。

(「いや、違うんだな」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員に申し上げます。与えられた質問の時間内で質問をするというのが大前提です。若干言っていること、お互いの主張の中での正しいだろう、正しくない、正しいだろう、正しくないみたいなどころへ膠着しているのだらうと思います。委員長としては、これをいつまでも続けていても何ら進展がないのだらうと思います。そういう意味では、明日も質問の時間は担保されていますので、明日また改めてこのことについて市長に質問されるということをお考えになってはいかががかなと思いますけれども、いかがですか。

○秋元委員

仕方ないですね。

○委員長

それともう一つ、委員長としては、市長が錯誤というお言葉を使っておりますが、その錯誤がなぜ発生したのか、なぜそういう思い違いをしたのかということについてはほとんど御説明をいただいておりますので、もし次にまた質問があった場合には、なぜそれが、錯誤ということが、錯誤というか、思い違いというか、そういうものがあつたのかという理由があれば、次の答弁のときにはそれを発言されたほうがよろしいかと思います。

(「最後に一言だけ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

錯誤という言葉は、委員長が先ほど言われましたけれども、市長、聞いていますか。昨日、市長が急に言ったのです。だから、いつものとおり、後から言葉がどんどんつけ加えられてくるのです。最初から言いなさいよという話なのですよ。

(「そうだよ。今回もそうだよ」と呼ぶ者あり)

錯誤していたのだったら、最初からそう言いなさいよという話なのです。でも言わないですよね。いろいろと考えて……

(「錯誤じゃないよ」と呼ぶ者あり)

いろいろと考えて、後から言葉をつけ加えるのですよ。そのようなことをいつまでやるのですか。恥ずかしいですよ、本当に。市長は笑っていますけれども、私はふざけて話していませんよ。

(「別にふざけているとは言ってません」と呼ぶ者あり)

何でおかしいのですか。何で笑うのですか。何かおかしいですか。失礼ですよ。私が真面目に話ししているのですよ。だから、後から言葉を足してくるのではなくて、質問されたときに答えてくださいよ、錯誤したのだったら。何日もあけて1週間も空転して、そして、いきなり錯誤とかと言われたって、こんなもの誰が聞いたってうそののですよ。

(「錯誤じゃない、虚偽だ」と呼ぶ者あり)

○委員長

傍聴者に申し上げます。不規則な発言は自粛をいただきたいと思います。

○秋元委員

時間がかかって申しわけないですけども、私の質問は終わります。真面目に答えたほうがいいですよ、うそばかりつかないで。

○委員長

では、公明党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

冒頭私も一言言わせていただきますが、我々も市長の体を心配しております。このような無意味な議論が続くことのないように

(「無意味」と呼ぶ者あり)

今後とも市長には精いっぱい頑張ってくださいと思います。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

私からは、一般質問で質問した内容から何点か聞いてまいります。

◎港湾事業者や商工会議所との連携について

まず、港湾事業者や商工会議所との連携についてお答えいただきましたが、まだまだこの貿易の拡大については本市がいろいろとやっていく、そういう部分が私はあると思っています。例えばこの拡大するのを絞る、その部分では姉妹都市提携の都市があると思いますが、その点についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

ただいまお尋ねの件につきましてですが、今年、姉妹都市提携して50周年を迎えるナホトカ市についてのお尋ねかと思います。昨年ナホトカには現地訪問したところでございます。その際には、今年の50周年を念頭に置きまして、行政府を訪問しまして、今後に向けて港を活用した貿易などの経済交流はもちろん、スポーツや文化的な交流を図ることを確認してきたところでございます。

また、昨年の現地訪問の際には、小樽市内の船舶代理店の方も同行いただきまして、現地の船舶運航会社あるいは輸入会社、こういったところも表敬訪問してまいりました。小樽港での貨物拡大に向けた情報交換を行ってきたところでございます。

こうした現地での人的交流やネットワーク、こういったものを足がかりにいたしまして、今後も小樽港の情報発信あるいは情報収集、こういったものに努めながら、取扱貨物の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○山田委員

本当にそのような人的交流を足がかりにしてでも、せっかくいい小樽港がありますので、その部分はよろしく願いいたします。

◎クルーズ客船寄港の改善点について

次に、クルーズ客船寄港の改善点についてお聞きしておりました。答弁では、通訳や駐車場、Wi-Fiサービス、これからは言語表記の多様化など、こういう対策も考えられるのですが、やはりこのクルーズ客船に関する認識について、まだまだ地元の市民の考え方を変えるような施策も必要ではないかと私は思っております。その部分について何かお考えがあればお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

ただいま委員から御指摘ございましたとおり、クルーズ客船のツアーにつきましては、例えばかつてクルーズツアーというのは豪華客船が主流だったこともありまして、料金が非常に高いといったようなイメージを持っておられる方もたくさんいらっしゃるかと考えております。ただ、現在は、そういった豪華客船だけではなくて、リーズナブルな料金のもも外国客船を中心に増えているところでございます。実際に、小樽港にもそういった割安なリーズナブルな客船が毎年数多く寄港しているところでございまして、利用者の選択の幅が広がってに比べると格段に広がったのかということと考えております。

我々としましては、今以上に多くの皆さんがクルーズ客船を楽しんでいただくといったことのために、まずは市民の皆さんがクルーズ客船のことを知ってもらい機会づくりが大事だと考えているところでございます。例えば船

社ですとか、旅行会社と連携して船内見学あるいは説明会などの開催に向けた働きかけを行ったりですとか、あるいは割安な料金で乗船できる市民クルーズの実施につきましても、船社などに働きかけを行ってクルーズ客船に親しめる機会づくりを行ってまいりたいと、このように考えてございます。

○山田委員

ぜひとも市民が気軽に楽しめる、そういうような意識を変えるような企画をぜひお願いしたいと思います。

◎国内外のポートセールスについて

次に、国内外のポートセールスについて、今回、ロシアのウラジオストクの連携強化、こういうことを御答弁でいただいておりますが、この連携強化はどのような方法で行うのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

ただいま御質問、昨年ロシア・ウラジオストクを訪問した際には、現地で北海道銀行のウラジオストク駐在員事務所、企業訪問の同行をいただくなど、大変御尽力、お世話になったとともに、小樽港の利用促進に向けた現地情報の共有を互いに図ることができたと考えております。その北海道銀行が中心となりまして、昨年10月ロシア極東との貿易を手がける地域商社、北海道総合商事が設立されたところでございます。先月は、同社が窓口となって小樽港のRORO船航路を活用したウラジオストク向けの食品輸出を手がけたということでお聞きしているところでございます。

こうした動きを踏まえまして、今後につきましては、昨年のウラジオストク訪問のフォローとしまして、こういった地域商社のお力添えもいただきながら、小樽市内においてロシアの貿易状況あるいは手続、こういったものに関するセミナーを開催するほか、生産者、メーカー、こういったロシア貿易をする可能性がある希望者を募りまして、より実務的なロシア向けの貿易相談の場をつくるなど、こういったことを検討してまいりたいと考えてございます。

○山田委員

◎新港湾計画について

次に、なかなか進まない新港湾計画、これは本当にぜひ平成28年度中につくっていただきたいのですが、この計画の中で交流と貿易のすみ分けは、今後どのような位置づけとなるのか、また27年度の港湾整備内容、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

現在、作業しております新港湾計画における交流と貿易機能のすみ分け、若しくはその位置づけについてですけれども、この交流と貿易といいますのは、この機能の混在ということに関しましては、小樽港における課題の一つということで認識しております。これらを解消するため、第3号ふ頭及びその周辺を交流の拠点化、そして第2号ふ頭をロシアをはじめとする外国貿易の拠点化を図るため、こういった港湾機能のすみ分け、仕分けを図る配置を新港湾計画に反映してまいりたいとして考えております。

また、現在における第3号ふ頭及び第2号ふ頭の整備状況についてですけれども、それぞれ岸壁の老朽化対策といたしまして、第3号ふ頭は国の直轄事業といたしまして平成26年度から着手しております。27年度におきましては、16番岸壁、これらの上部工などの改良を行っております。

また、第2号ふ頭におきましては、交付金事業で、27年度から着手いたしまして、11番岸壁の上部工などの改良を行っております。いずれも、今後、継続して整備を進めていきたいというふうに考えております。

○山田委員

◎タグボートについて

それでは最後に、タグボートについて何点か聞いていきます。

今回いろいろと資料をいただきました。まず、平成26年4月8日、それから27年4月27日、それと新たに27年11

月24日、この3回、水先人会から要望書が来ているのですけれども、これについてどのような形で来たのか、お聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

初めに、二つの要望書と、それからもう最後の表現になりました「わたしたちの思い」という形で提出がされておりますが、最初になります2014年4月8日の要望書でございますけれども、これにつきましては、「大型曳船の配備について（要望）」ということで4,000馬力から4,500馬力のひき船についての要望として出されているものになります。

続きまして、2015年4月27日、ちょうど1年後になります、「新造大型曳船の配備について（要望）」ということで、私どもと水先人会とお話をしております、なかなかその4,000馬力の中古船が難しいというお話も何度もさせていただいています。それを受けまして水先人会から、中古ではなくて新造、新しい船をつくって4,000馬力の要望をという形で2回目の陳情を受けております。

3回目につきましては、産業港湾部長宛てではなくて、市長宛てに「わたしたちの思い」という小樽市の制度の中で水先人会が会長と副会長の連名でひき船の更新についてということで、新たに私たちの作業の遅れだとかを御指摘いただきながら、4,000馬力以上のひき船について再度要望があったという形になっています。

○山田委員

質問の前に、冒頭の私の発言の中で言葉の足りないところがありました。「無意味な議論」ということで、これは「市長の無意味な議論」ということで言わせていただきます。

今回、この要望書については、本当に切実な問題として水先人会から来ております。この3枚目については市長宛てになっているわけなのですが、市長はこの中身を見たのでしょうか。お答えください。

○市長

確認もしておりますし、今もコピーですが、手元に持っているところでございます。

○山田委員

この内容について私も聞いたところ、市長とこの船長がある場所で会ったということで、この2年間の中で市長がかわりましたけれども、そういった中では市長と十分話し合う機会を設けたいと言っていたのですが、そのことについては市長はどうお考えでしょうか。

○市長

山田委員がおっしゃるように、偶然だったのですけれども、お会いしまして、要望書に書かれている要旨の、思いとか、その場でもいろいろお聞きしまして、改めてそういう機会をぜひ設けてもらいたいというお話をそのときに受けていて、その後、このお話は事前に担当部からも聞いておりましたので、水先人の方々からそういうお話があると思うので対応してもらいたいということでお話をしていたところでございます。

○山田委員

それでは目先を変えて、タグボートの決算状況についてお聞かせ願いたいのですが、私が議員になった平成14年度からの決算書を出してみました。今回、この決算書の中で14年度から25年度まで、おおよそ収支に関してどのような傾向があるのか、それと26年度は少し特別だと思うのですが、大体10年前と26年度の決算の状況についてどういう状況か、わかる範囲でお知らせください。

○（産業港湾）管理課長

今、10年前という形と平成26年度という比較とお聞きいたしましたので、18年度の実績と26年度の決算額の比較ということで御説明します。

歳出歳入の形の中での説明ということで、歳出につきましては、ひき船の管理運営費、運航管理、保守管理、ひき船用船代、船舶の燃料費というものが大きくございます。その中で、歳出につきましては8,310万8,000円。それ

で、歳入は、ひき船使用料 1 本になりますが、この額が4,625万2,000円。差し引きますと3,685万6,000円、この3,600万円が赤字状況ということになります。先ほど言いました26年度はクルーズ客船がたくさん入った年でした。これにつきましては、先ほどの項目を合計して歳出を申し上げますと9,208万1,000円。歳入です。ひき船収入としては8,564万2,000円。それで差引額が643万9,000円という形にはなっております。ただ、今申し上げたように、26年につきましては、客船が多く入った年ですので、それで収入が多かったということでございます。

○山田委員

おおよそ決算については、毎年度3,000万円ほどの赤字ということではよろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

今、持っているデータとしまして、ひき船の用船が始まったのが平成18年9月からでございますので、足かけになりますと、現在、持っているデータで11年間になります。28年度の予算も入れた形で計算をさせていただきますと、歳出についての平均が約9,400万円、そして歳入について約5,900万円で、御指摘のとおり約3,500万円がこの11年間では赤字になる予想といたしますか、データとなっております。

○山田委員

私は、このひき船に関しては必要な船だと認識しております。毎年度約3,000万円の部分で赤字にはなっておりますが、これは絶対港にはなくてはならない船だと認識もしております。平成26年度は私の計算ではマイナス約1,400万円、すごく頑張ったような結果になったと感じています。

そこで、この平成18年度は今言われましたが、この平成18年度と平成24年度の決算状況の中で、保守管理だとか用船料だとかいろいろ何か区分が違っているのですが、この18年度と24年度は何があったのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

ひき船の業務は、大きく三つの業務がございます。運航する船を動かす運航管理、それからその修繕をする保守管理、そして三つ目としてひき船の用船、その船そのものの費用、この三つが大きな業務のものとなっております。それで、平成24年に裸用船、用船については同じ形になりますが、保守管理と運航管理をあわせて石狩湾新港サービスに委託する形になりましたので、その分での経費の部分に変更になったという形になります。

○山田委員

それでは、お聞きします。2007年、それと2015年ですね、船主は誰なのか、それと契約者はもちろん小樽市だと思いますが、船員の手配はどこがされているのかをお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

平成18年の運航につきましては北海道ポートサービスという会社、現在でも網取りとして頑張っている会社でございます。そこが運航体制を行っております。26年度は先ほど申し上げたように、運航については石狩湾新港サービスが行っております。ひき船の本体についてでございますが、平成19年につきましては、マリンサポートサービス……

（「船主」と呼ぶ者あり）

船主については日本栄船となっております。現在も日本栄船が船主となっております。

○山田委員

こういうようなことで契約が変わって、今回も財政的にいろいろと言われておりますが、いったん質問が要望書に戻りますが、なぜこういうような形で要望書が上がるような事態になったのでしょうか。それ、わかりますか。

○（産業港湾）管理課長

私どもとしましては、水先人会と情報交換しながら、いろいろと作業を進めてきたつもりでございます。その中で、現在、いろいろな大型船の入港だとか、そういうときのシミュレーションをする場合のひき船につきましては、現在のたていわの3,500馬力で、ある程度大型船も対応できるということで、現在も大型の客船が入ってきていると

ころなのですが、その中で実際の作業の中で、2 回目の2015年の「新型大型曳船の配備について（要望）」の、このときの要望書を見ますと、具体的なひき船作業、これはPanamax船操船実例なのですけれども、具体的な作業での心配なことが出てきたということがありまして、大型船4,000馬力の要望に至ったということがありますので、実際の作業を行ってきただけのお話の部分での要望だと思います。

○（産業港湾）港湾室長

今、要望の経過について私から補足したいと思います。まず、2014年4月に要望をいただいておりますが、ちょうどこのころから後継船のいろいろ選定といいますか、リサーチを始めた時期になりまして、この時点では私どものリサーチの条件としては、現在3,500馬力でありますけれども、それ以上、4,000馬力程度も含めてのリサーチを始めていたという時期であります。それで、4,000馬力のひき船という要望で水先人会からも出てきております。

それから、2015年になりまして、いろいろリサーチしていく中で、4,000馬力はなかなか中古船は見つからないというような状況になりまして、それで2015年の要望につきましては、新造での4,000馬力ということで、中古船がないのであれば、新しいのをつくってほしいという要望に水先人会も変わってきたと、こういう経過でございます。

○山田委員

今のお話を聞いて、この水先人会では、中古でもこの4,000馬力でないと今後の小樽港に入港する大型クルーズ客船、また、商業貨物に対応できない、そういうことで危惧して要望書が3通も来ているということによろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

水先人会からのお話ということで、御心配をかけているということで、そのような形だと理解しております。

○山田委員

最初のこの要望書の中にも、例えば「大型客船誘致、第3号埠頭改造を含め観光事業産業としてもここはひとつ「新造曳船」をリプレースすることで、市民の皆様にも「みなと小樽」への思いを深めて頂けるのではないかと」思っているところです。これを聞いて、市長どうですか。新造船とは言わないまでも、やはり議論する価値はあるのかなと私は感じているのですが、市長の御見解をお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる大型船のシミュレーション、そういう部分の中では3,500馬力又は石狩湾新港から来る3,600馬力の2隻で対応できるという形のシミュレーションも、水先人会が加わった中で出てきている結果もございます。そういうものを含めて、総合的に判断してまいりたいと思います。

○山田委員

では、市長はどういうふうにお考えですか。

○市長

私も先ほどお話をさせていただいたように、偶然だったのですが、水先人の方とお話をし、思いをお聞きさせていただいたところでございます。また、先ほどの御質問の中で御指摘のように、運営の費用の問題であったりとか、現在の委託運航における状況等も鑑みてかなければならないというふうに思っております。

今まで原部でも、次の後継船をどうしていくのかという議論は、私の就任前からいろいろと出ていたようすけれども、この4,000馬力以上ということになりますと、今、現段階ではなかなか中古船が出回っていないということをお私原部から確認をしているところでございます。それで、どうしてもその馬力が、今までのよりはいいのですけれども、水先人会が求めている4,000馬力以上のものがどうしても現在見つかっていない状況だというふうに認識をしているところでございます。

当然、新造船の4,000馬力となりますと、委託契約も含めて大変大きな金額になりかねないという心配がある事実があるとともに、しかしながら、水先人会が専門的な目線で、今後、クルーズ客船等もかなり大きな規模で来てい

るので、安定感のことを考えれば、やはりそういう道具が必要なのだと、そういう船が必要なのだという専門的な言葉としていただいているということも、やはり重く受け止めなければならないのかなというふうに思っております。

その中で、当然に大きな負担がかからずに、しかもその水先人の方々が納得いく手だてではどういう部分があるのか、そこは今後においても模索をしていかなければならない、このように現在私は認識しているところでございます。

○山田委員

費用対効果を考えると、なかなかタグボートという安い買物ではございません。そのとおり中古でも億単位のものだと私も認識しております。そういう部分であっても、車に例えると、新車を買って 2、3 年、タグボートは 30 年ということですが、4、5 年乗ってその後も残価が残る。その部分はまた高く売れる。今のたていわ丸もリースでございます。そういったような用途も考えられる、そういうことも考え合わせて、これから協議もしていただきたいという意味で、私もお話しさせていただきました。

それでは、最後に、そういうこともあわせて協議していただけるのか、その点だけ聞いて私の質問は終わりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

今後、新造船につきましては、30 年の利用ということで御指摘はいただきましたけれども、実際償還につきましては、15 年でしなければいけないという事実もございます。そうなりますと、用船費に換算すると、約倍ぐらいな形での毎年の用船費、今で言う用船費、起債の償還費というのがかかってくるわけですから、そういう部分の中では新造船、また大型の 4,000 馬力についてはなかなか導入はしづらいというふうに思っております。その中で、今後、水先人会との打合せにつきましては、事務方も含めまして、私どもと協議や打合せをさせていただきながら、進めたいと思っております。

○山田委員

ぜひともそういうような形で進めていただきたいと思います。

最後に、先ほど冒頭で私の発言中に、「無意味な議論」という発言につきましては、おわびと訂正をさせていただきます。意図した言葉といたしましては、市長の不明な答弁が多く、理解しかねるということでございます。不明確な訂正になりましたので、改めて発言させていただきました。

○酒井（隆行）委員

今、山田委員から発言がありましたが、同じ会派として、私からも訂正とおわびをさせていただきたいと思っております。やはり先ほど副市長も言われたように、人間なので間違いはあるかなと、私もそれは感じているわけでありまして。ただし、その間違いをやはりすぐ訂正していかないと、誤解の招くような行動、それから言動にもなると思っておりますので、それはやはりお互いに注意をしていかなければいけないと思っておりますので、今後ともお互いに切磋琢磨していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎参与及び参与ポストについて

それではまず、自民党の代表質問にもありました参与について幾つか質問させていただきたいと思っております。臨時会のときに、市長から、この参与については副市長を交えていろいろ協議をしていきたいという答弁がありました。実際に副市長が就任をされて、どのような協議が行われたのか、その経過と内容についてお聞かせ願いたいと思っております。

○（総務）秘書課長

酒井隆行委員からの質問で、1 月 18 日の第 1 回臨時会における副市長も交えて検討していきたいという部分でご

ざいます。

まず、従来からの検討事項の四つの点、その検討内容、それに加えて、いわゆる参与のあり方についても検討いたしました。従来、勤務時間、職務内容、報酬額、任用期間、それに加え、あり方ということに関しても検討したところでございます。

○酒井（隆行）委員

それは再質問で答弁されていて、もう少し具体的に聞きたいということで質問したのですけれども、どうでしょうか。

○（総務）秘書課長

その中で、現参与につきましては、任用期間については、雪が落ちつくこと、それから除排雪への成果というものを考慮し、3月31日をもって終了するという結論に至りました。

○酒井（隆行）委員

私の質問が伝わっていないかもしれませんが、副市長が入ったことによって、どういう協議をされたのかという質問なので、もう少しわかりやすく答弁してもらえますか。

○副市長

私から、参与の問題について、これまで4点について継続検討してきたと。私が入り、市長も交えて、今後の参与という問題についてどういう方向で検討するかということで議論をしたところ、これまでの継続雇用していたアドバイザー又は除雪に関する参与というイメージではなくて、もっとスーパーなどといいますか、何か特定の市政の大きな方向性だとか、それから特定の重大な案件だとか、そういうことがあったときに、特別な日本的に又は世界的に有名な教授だとか、それから特定のスペシャルな知識を持った方だとか、そういう方々のアドバイスをいただきながら市政に反映したほうがいいのか、そういうイメージの議論展開になりまして、そういう意味で新しい参与の方向性というものを今後検討しましょうという方向で、議論がそこで変わっていったという経過でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

会派説明のときに説明しました参与のようなというのは、そういうイメージで名称として参与がいいのか、顧問がいいのか、相談役がいいのか、又はアドバイザーがいいのか、それらも含めて検討しましょうということになっております。

（「そんなもの、もうあるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

整理をさせていただきたいと思っております。

もともと今まで検討されていたのが、報酬額、職務内容、勤務時間と任用期間、これが今までと異なるといって、それまで検討されてきた事項でした。副市長を交えたことによって、それを踏まえた上でというか、新たな任用というのがよくわからないのです。副市長が入ったことによって新しい制度に変わっていくということ自体がよくわからないのですけれども、もう少しわかりやすく、もう一回いいですか。

○副市長

私が入ったことで大きく変化したということではないと思っておりますけれども、それまでもその4点について継続検討をしていたと。その原案を何度か修正しながら議論をしていたということでございますので、市長もまたその辺の考え方で、ある程度これからの求められる参与というイメージは市長御自身もお持ちのようでしたので、私どもの全体の議論の中で方向性としてはそういしましょうということで論理が変化していったということだと思っております。急にということではなくて、それまで積み上げてきた議論展開の中でそういう方向性もまた新しい展開として浮かんでいた。そこに私が新しく副市長になって、私もどちらかという、その方向性がいいのではないか、そのようなアドバイスもしながら全体としてその方向に変わっていったということでございます。

○酒井（隆行）委員

通常の流れでいけば、今まで検討してきた内容に一つ区切りをつけて、さらに何が足りないとかという話から、新たな制度に向かっていくと思うのですけれども、そういう流れではなかったということなのですか。

○副市長

議論の集まった最初というか、私が入って、何度か議論した。それはやはり参与制度ということで4点、勤務時間の問題でありますとか、任用形態でありますとか、その議論する過程で、参与ということになれば常勤の参与なのか非常勤の参与なのか、又は顧問という形態もあります。又は相談役という、例えば年俸幾らという雇用の仕方もあります。そういうことから話が発展して、それであれば、これまでみたいな常勤でアドバイスをいただく、そういう方法もまた一つだし、また、必要に応じて相談に応じてもらう、そういうことであれば勤務時間は特に要らないのではないかと、そういう雇用形態もあるのではないかと、そういうふうに変化をしていったという経過でございます。

○酒井（隆行）委員

私が聞きたいことと違うのですが、今まで我々が参与について質問をたびたびしてきました。その中では、先ほど言った4点について、ただいま検討しておりますという答弁でした。副市長が就任をして、これから副市長も交えて議論、協議をしていくということでした。通常の流れでいけば、その4点についてまず協議をして、話し合いをして、一定程度のその答えを導いた上で、例えば新たな、参与制度というのがスタートするのかどうかはまだわからないのですけれども、我々が聞いていたその4点の部分については答えが出ないままということなのでしょうか。

○副市長

原案の中には、その4点についても勤務時間が何時間とか、それから雇用形態もこうだとかという、それは一応は議論のベースにはありましたので、それは議論の最初のテーブル、そこから勤務時間の問題やら、雇用形態やら、名称の問題やらということが発展していった。例えばアドバイザーだとか、それから政策についてのアドバイザーだとか、除雪だとかということがありましたから、では市として何を目指して、どういうアドバイス、どういうものにそういう意見をもらうということが一番いいのだろうかということに話が発展していったということでございます。議論をしてきたベースの4点についての議論経過はずっと積み上げておまして、その結果、こういう原案ということが出てきた、それをベースに議論の中で話を展開をしていったということでございますので、検討はずっと継続して検討してきた、それから話に変化していったということでございます。

○委員長

酒井隆行委員の質問は、堤参与の任用を終える、任用期限が切れるので、新年度で任用をしないというその理由。それから今、副市長がずっとおっしゃっていたのは、堤参与のことではなくて参与制度、昨年の6月から始まった参与制度を4点で検討していましたと。それが新しい参与的な制度を、今、副市長がおっしゃった名称で言えばスーパーアドバイザーなのか何かよくわかりませんが、そういうものを、今、検討しているということでもあります。酒井隆行委員に関していえば、堤参与の任用を延長しなかった理由は何なのかということも聞きたいのだろうと思いますけれども、話がどうもかみ合っていないなと思います。改めて、もしよろしければ、酒井隆行委員から、その点の参与制度の話なのか、堤参与の話なのか、切り分けて、質問をしたほうがわかりやすい答弁になると思いますが、いかがですか。

○酒井（隆行）委員

まさにそのとおりで、それこそ言葉足らずでということなのですから、現参与制度、現参与の任用期間が3月31日まで一つ区切りをつける。その部分までの議論経過を聞いているわけでありまして。その4点、検討されてこられたとか、いろいろ議会の中で答弁されていたと思うのですが、それによって、副市長が入ることによって、現参与の3月31日という、その理由というのでしょうか、副市長が言われているのは新しい参与制度の部分という

ところなので、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○市長

昨年の第 3 回定例会においては、現参与を継続雇用したいという思いの下でももちろん提案をさせていただきましたし、その後、議会の皆様の御理解を得られず否決されましたけれども、その後もそれを何とか形にして皆様に御理解をいただいて行きたいという、そういうところでの 4 点の勤務時間、職務内容、報酬額、任用期間、これを具体的に検討し、しっかりとした根拠を持って御提示をしたいという思いで、ずっと取り組んできたところでございます。

その中で、副市長が入ってからはいいのですが、今、答弁したとおりなのですが、もともとの任用期間である 3 月 31 日も近づいていく中で、現在、除排雪等で現参与にいろいろ取り組んでいただいておりますけれども、やはりもともとその参与制度のことに対しての問題とともに、現参与についての御指摘も皆様からいろいろと受けていた。それで、二つの課題として私としても受け止めていて、その参与制度の問題についてはもちろんのだけれども、現参与を本当にこのまま継続していいのかどうか、その参与制度と絡めて続けていいのかどうか、それは私の中でも葛藤がありました。それをしっかり切り離して、現参与においては 3 月末日をもって退任というか、任用期限をもって離れていただくという、その思いとともに、では、今後において私としては、今までの現参与がやってくれたことも含めて、そういう専門的な視点の中で何かをこれから取り組んでいくという状況の中で、そういう専門的な方がかかわっていただくことで市政が前に動く、そういうイメージを今でも持っているものですから、それを具体化するためには、今まで現参与を継続していくことをずっと考えていたものですから、そうではなくて、これからそういう方を任用するために必要な制度がどういうことなのかということを経験して少しずつ変わってきたという経緯でありました。そのような中で、今、副市長を交えることで、私がそういうふう葛藤していたところがそういう形で整理され、今回このような形で、現参与のことについてと新しい参与制度のことについて説明をさせていただいたという経緯でございます。

○酒井（隆行）委員

今まで議会の中で、繰り返しみたいな感じになるかと思うのですが、4 点について考えていますと、検討していますと。その結果、どうなって、何で 3 月 31 日というところがわからないのです。検討した結果、3 月 31 日に任用を解くということなのではないのでしょうか。それとも、その検討していたものを置き去りにして、まずは 3 月 31 日で現参与の任用を解くということなのではないのでしょうか。

○市長

繰り返しになるかもしれませんが、先ほどお話ししたように、その四つの条件を基に検討させていただきたいということで、昨年の第 3 回定例会後においても皆様にお知らせをさせていただいたところでございます。先ほども申しましたように、それは現参与を継続したいという考えの下で始めた議論でありましたので、今、お話ししたのは、参与自身の任用期間を 3 月 31 日をもって離れていただく。その現参与についての取組に対しての答えというのは、新たな提案としては出せていないというのが事実でございます。

○委員長

委員長としては、市長、副市長が言っていることもわかるのです。ただ、これまでの議会議論というのは、いみじくも市長もおっしゃっていましたが、現参与ありきで、その後、制度が後づけで来たのではないのかという議会議論がずっとあったわけですね。ですから、こういう思いの質問になったのだらうと思うのです。市長も先ほど御答弁の中で、現参与を新年度も延長して雇用したい思いがあったので、制度設計をし直したいと、4 点について……

（「昨年の第 3 回定例会直後ですね」と呼ぶ者あり）

そうですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

制度設計をしたいという思いでありました。しかしながら、堤参与の仕事の内容、現状の内容を見たときに、堤参与の再雇用はありません。ただし、制度としての参与制度は既に残っているので、これについて協議をした。協議をした後に、今の制度ではなくて、もう少し違う制度をいろいろ、今度は新しい参与の制度の制度設計にかかっていますということだろうというふうに、それぞれの言い分を踏まえると、そういう整理になるのだろうと思いますけれども、酒井隆行委員については、そういう説明でどうですか。

○市長

その中で、一つ酒井隆行委員の求めている答えになるかどうかかわからないですが、今の現参与の採用の仕方を今後に行うつもりはありません。それだけは、はっきりしていることでございます。

○酒井（隆行）委員

聞きたかったのは、その4点についてどういう経過があったのかということなのです。検討していくという答弁をずっといただいていたので、その結果どうだったのか、その結果を受けて3月31日にまず1回任用を解くという話なのかと思っていたのですけれども、それはいいです。後でお聞かせいただきたいと思います。

まず、参与についてなのですが、当初、政策アドバイザーということで任用されたかと思いますが、おさらいになるかもしれませんが、どのような政策についてどのようなアドバイスをしてきたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

6月当初、市政全般のアドバイザーということで、主に市長の市政公約実現に向けてということで任用いたしました。まず除排雪、これが第一という形で取り組んでいただきまして、その他、入札制度の改革であったり、自治基本条例であったりに取り組んでいただくという形で任用をしたところでございます。

○酒井（隆行）委員

除雪が主だったということで、私も認識しております。ただ、市政全般にわたる政策アドバイザーということで当初任用されたと思いますが、今日、総務とそれから経済の所管の委員会でありますので、もしこの所管の中で参与のアドバイスでこんなことが参考になったという、そういうような話があれば、聞かせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室長

私どもの仕事に関して言いますと、小樽まちづくりエントリー制度について主にかかわっていただきました。

○財政部長

入札制度改革について市長との話合いに参与が同席した中で、各市の、こういった視点でもってほかの自治体に照会をかけたらどうだ、そういったようなアドバイスを受けたというふうに私は報告を受けてございます。

○酒井（隆行）委員

非常に何か寂しい回答になったなというふうに思っております。当初、市政全般にわたる政策アドバイザーということで任用された。そこから恐らく9月でしょうか、10月ぐらいか、その辺から除雪専門になってしまったみたいな部分もあるかなと思います。そういう意味では、これまで行ってきた参与制度のあり方というのは、我々自民党としてもその都度申し上げておりますが、やはり必要性が感じられなかったなと思います。

今後において、またその参与制度らしいものということでありますが、お聞きしたいのですが、先ほどのアドバイス程度のことであれば、例えばこういう議会議論ですとか、元市の職員ですとか、少し勉強されている方とか、いろいろなところから、いろいろな情報が入ってきて、窓口で業務をされている職員の皆様のところにもいろいろと情報が出てくるでしょうし、繰り返しになりますけれども、委員会の中でもさまざまな提案があるかと思っております。先ほど程度 of アドバイスであれば、それほど参与でなければできないようなアドバイスではないと感じら

れるのですが、先ほどお答えいただいた部局の方、どういうふうに思われますでしょうか。

○財政部長

財政部所管の入札制度改革の部分については、はっきり言って、市長と担当課長との話合いの中で、参加が同席したのは2回程度だったというふうにしただけ聞いてございません。ですから、我々もどちらかというと、もう除雪の関係で忙しかつた中で、なかなか我々に対するアドバイスの機会が少なかつたというふうには感じてございます。

○（総務）企画政策室長

まちづくりエントリー制度につきましては、初めての試みということもございまして、その方向性を示していただいたということで、効果はあつたのかというふうには思っております。

○酒井（隆行）委員

2点最後にお聞きします。参加のアドバイスによって、今、効果があつたということなので、どのような効果があつたのかということをお聞きしたいと思います。やはり参加制度、参加のような制度、これはまだ私としましては必要性がなかなか見いだせない部分もあります。私も言葉足らずの部分があり申しわけないですが、もう少しすみ砕いていただいて説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎東日本大震災以降の防災に関する取組について

それともう一つ、防災についてなのですが、東日本大震災から5年たちました。この間、各自治体においては防災の強化ということで取り組んできておりますし、小樽市においても、さまざまな強化策と取組が行われたと思います。これについて現在まで、東日本大震災からさまざまな防災に対しての取組とそれから今後の課題、それと最後にもう一つ、防災のサイレンといひましようか、防災のスピーカー、これを事あるごとに私から要望しておりますが、そのたびに調査研究ということで答弁をいただいております。どのような調査が行われているのか、御紹介いただきたいと思います。

○市長

今お話があつたうちの1点、今までの参加がどのような効果があつたのかということだと思ひます。今までも何度もお話させていただいたように、私としては市政全般においてアドバイスをいただきたいと思いますという思ひもありました。それは当初任用させていただいたときに、4年間を通して、もちろん直近の除排雪はもちろんなのですが、その後においても、ほかの政策においても、さまざまな場面でアドバイスをいただきたいと思いますという思ひで任用させていただいたところでございますが、除排雪においては制度設計はもう6月の当初からさまざまな業務が入つておりましたので、なかなかほかのことに対する対応であつたり、アドバイスを受ける機会というのは、除排雪等に比べれば相当少なかつたのは事実でございます。

そういう意味では、私としては、今日、総務・経済の所管の範囲ではありますが、やはり今回の除排雪、いろいろな私の公約を入れ込むことはもとより、それ以外にも職員に、いろいろなことをアドバイスしていただきたいと思いますという思ひもあつたので、一緒に動いていただいたりとか、現場を見ていただいたり、また、本当に雪押し場を設けていくための調査等も含めて、いろいろなところにかかわっていただいたのは事実でございます。その中で、こういう場所が使えるのではないかとか、こういうところがいけるのではないかとか、いろいろなことをその現場、現地でいろいろな時々で細かいアドバイスも含めてしていただいたと思ひしております。まだ皆様からも除排雪に対して、いろいろな御指摘をいただいているところですし、また、私としてもいろいろなことで除排雪は前に進んだとは思ひますが、まだまだこれから伸びしろがある状況で、また、改善もたくさんしていかなければならない、そういう状況ではありますが、昨年から比べて、私がこの職について1年目という中においては、さまざまな除排雪の改善に向けて取り組んでいただいたのではないかと、私はそのように評価といひか、認識しているところでございます。

○副市長

私からは、新しい参与のような制度について、イメージですが、まずは一番考えたのは、小樽がこれだけいろいろな資源に恵まれながら、なかなか経済の復興でありますとか、それから観光でのアピールもそうですけれども、この資源をいわゆる外部の人たちの知見といいますか、それを市政に生かしていく、そういう観点が必要ではないか、そういうことが私自身の中にもあります。それともう一つは、人脈、これも小樽を世界に発信する、日本に発信していく、そういう人脈を、ぜひ外部の強力な人脈、そういうものもこの市政全般の中に生かしていくことが必要だと。今後、小樽のこれだけの資源をどう生かして、どう観光に、どう雇用に、又は文化性のあるまちに、それを発信していける方、そのためにはそういう知見のある方々の御意見を市政の中に生かしていきたい、それが新しい参与制度の根幹だというふうに私自身は思っております。

○（総務）半田主幹

本市における東日本大震災以降の防災に関する取組といたしましては、まず、災害による人的被害の軽減の取組といたしまして、津波ハザードマップの作成をするとともに、住民みずから迅速で的確な避難行動をとることが人的被害の軽減に最も有効であることから、町会等での避難訓練の支援や津波から避難する際の目安となる海拔表示板、これを150か所設置したほか、地理に不案内な観光客等を津波避難場所へ誘導する外国語表記を入れた誘導看板の設置などを行ってまいりました。

また、避難所の機能強化や環境の整備を図るための取組といたしまして、平成24年からの5年計画で、食料、通信機器のほかに、防寒・トイレ対策に係る備蓄品の整備や、避難所で要配慮者が介護や医療相談などを受けることのできる空間を確保するため、災害用間仕切りを配備してまいりました。このほか、警戒避難態勢の整備といたしまして、ちゅうちょなく避難勧告等を発令するため、発令判断基準の策定や緊急避難場所や避難所での被災を避けるため、避難所等の災害別の指定を行ったところであります。

それで、今後の取組と課題につきましては、今後、東日本大震災からさらに年数を経ることによりまして、この記憶の風化による防災意識の低下が懸念されるところでありますので、引き続き災害に対する意識の高揚のため、町会等における避難訓練の支援、まちづくり触れ合いトークの実施のほか、緊急放送システムを使ったFMおたるの番組内での啓発などを行ってまいりたいと考えております。

○（総務）小濱主幹

私からは、サイレンなど屋外スピーカーを利用したいいわゆる同報系の防災行政無線についてでございますが、こちらにつきましては、方式についてもいろいろなところがありまして、費用の面等考えて、なかなかこれだということのものがない状態、今のところ決まっている状態ではございません。ただ、新たな方式の開発なども進んでおりますので、システムについて理解を深めるために事業者から説明をいただいたり、ほか、先行事例の調査として、近年、後志管内で整備を行った自治体への視察などにより把握しました整備費用ですとか、財源、システム構成や運用方法、運用上の課題などを整理し、本市に当てはめた場合のシステム構成や費用の検証などを行っているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。